原子力災害に備えた
新潟県広域避難の行動指針

（Ver．２　H30．３月）

柏崎刈羽原子力発電所における原子力災害に備えて、広域避難を含む防護措置等について現時点における考え方を整理したものである。

この後、関係諸法令、原子力災害対策指針、地域防災計画等の改正、または市町村・関係機関と引き続きの検討結果により随時、更新するものとする。

新　潟　県

新潟県広域避難の行動指針について

１．「新潟県広域避難の行動指針」について

県は、福島第一原発事故の避難の状況を踏まえ、市町村・関係機関と広域避難のための課題（参照：次頁）について検討し、平成２６年３月に、本「新潟県広域避難の行動指針」を策定しました。

その後の検討を踏まえ、本「新潟県広域避難の行動指針」をこのたびバージョンアップいたしました。

２．避難等に関する様々な課題

福島第一原発事故のような過酷事故が起きた場合の防護対策には、未だ検討を必要とする事項が多数あります。

例えば、複合災害時の対応や屋内退避指示区域における民間事業者等の災害対応に係る法制度の整備など国でなければ解決できない問題があります。

また、避難手段の確保や安定ヨウ素剤の実効性ある配布・服用、要配慮者の避難体制の確立など関係機関とのさらなる検討が必要な課題があります。

３．原子力防災関係者の情報共有の必要

一方、原発は停止していても事故の可能性があります。

このような状況においては、県、市町村、関係機関等がその時々で最新の基本的な情報、考え方を共有し、万が一の事故に備えておくことが必要です。

４．「新潟県広域避難の行動指針」の随時更新

本「新潟県広域避難の行動指針」は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後も随時更新を行っていく予定です。

上記２のような課題が解決され次第、本「新潟県広域避難の行動指針」も随時内容を更新し、常に関係者と共有してまいりたいと考えています。

いざ事故の時には実際の防護措置に役立つよう、引き続き、市町村、関係機関と検討を重ね、情報共有に努めてまいります。

平成 30 年３月
新　　潟　　県

【福島事故以降の「防護対策」に関する検討等】

- **国**：◍「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について（中間とりまとめ）〈平成 24 年３月 22 日〉
  - ◍ 原子力災害対策指針〈平成 29 年７月５日全部改正〉
  - ◍ 原子力災害対策充実に向けた考え方～福島の教訓を踏まえ全国知事会の提言に応える～〈平成 28 年３月 11 日〉
  - ◍ 原子力災害時における実動組織の協力について〈平成 29 年７月 24 日〉
  - ◍ 原子力災害時の民間事業者との協力協定等の締結について〈平成 29 年７月 24 日〉
  - ◍ 原子力災害時における情報提供の在り方について～複合災害も想定した避難・屋内退避の実効性向上に向けて～〈平成 29 年７月 24 日〉
- **県**：◍ 柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方（事務局暫定案）〈平成 24 年４月〉
  - ◍ 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）〈平成 30 年３月修正〉
  - ◍ 原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針（Ver.１）〈平成 26 年３月〉
- **重点区域を有する市町村**：
  - ◍ 地域防災計画（原子力災害対策編）

    柏崎市〈平成 26 年７月修正〉、刈羽村〈平成 26 年 10 月修正〉、長岡市〈平成 25 年２月〉、上越市〈平成 27 年３月修正〉、小千谷市〈平成 30 年３月修正〉、十日町市〈平成 26 年 11 月修正〉、見附市〈平成 28 年５月修正〉、燕市〈平成 29 年２月修正〉、出雲崎町〈平成 27 年 12 月修正〉
  - ◍ 避難計画

    柏崎市〈平成 27 年 12 月修正〉、刈羽村〈平成 26 年 10 月〉、長岡市〈平成 27 年 12 月〉、上越市〈平成 27 年９月〉、小千谷市〈平成 28 年１月〉、十日町市〈平成 28 年３月〉、見附市〈平成 28 年３月〉、燕市〈平成 28 年５月〉、出雲崎町〈平成 27 年 12 月〉
- **新潟県広域避難対策ワーキングチーム**：以下の 10 課題を 10 チームで検討〈平成 24 年 11 月 28 日～〉

① 情報伝達・双方向の在り方

・・・県、市町村及び住民との情報共有の仕組みの検討　等

② 避難先の事前マッチング

・・・ＰＡＺとＵＰＺ市町村と受入市町村のマッチング

③ 避難ルート、広域移動手段（屋内退避のあり方を含む）の検討

・・・災害時の高速道路を含めた道路の利用、避難方法の検討　等

④ スクリーニング体制の整備

・・・スクリーニング体制や人員確保の検討　等

⑤ **緊急時モニタリング体制の整備**

・・・緊急時モニタリング実施範囲の拡大に伴う資機材　等

⑥ **受援体制のあり方**

・・・スクリーニング、モニタリング等の応援要員の検討　等

⑦ **受入時の避難者対応、自主避難者への対応**

・・・避難者数の把握、受入市町村への伝達、自主避難者の把握　等

⑧ **安定ヨウ素剤の取扱い**

・・・配布、服用基準の検討　等

⑨ **災害時要援護者等**

・・・災害時要援護者の受入施設の調査　等

⑩ **物資の調達、配送及び備蓄等の在り方**

・・・物流の確保、配送方法及び備蓄等の検討　等

● **市町村による原子力安全対策に関する研究会**※：

実効性のある避難計画（暫定版）〈平成 24 年 11 月 2 日〉

…　福島事故の教訓や知見を最大限に活かしながら、「避難・屋内退避・避難者の受入に対する共通の考え方」を整理し、平成 24 年 11 月時点で、暫定版としたもの。

※　原子力災害から市民生活の安全安心をめざし、県内の自治体が連携し原子力安全対策に関する任意の研究会

＜　目　次　＞

１　新潟県における原子力災害対策重点区域等・・・・・・・・・・・・・１－１
● 原子力災害対策重点区域と当該区域の人口
● 原子力災害対策重点区域以遠の避難施設数と収容数

２　避難等の防護措置を実施する基本スキーム・・・・・・・・・・・・・２－１
● 緊急事態の段階及び初期対応段階における対応
● 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置
● 放射性物質放出後の防護措置

３　緊急時における情報の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３－１
● 事態毎の主な連絡内容
● 主な情報の流れと通信手段

４　原子力災害対策重点区域における全面緊急事態後の防護措置・・・４－１
● 即時避難区域（ＰＡＺ）の防護措置の基本的な考え方
● 避難準備区域（ＵＰＺ）の防護措置の基本的な考え方

５　スクリーニングポイント（基本的な考え方）・・・・・・・・・・・・５－１
● スクリーニングポイントのイメージ

６　安定ヨウ素剤の配備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６－１
● 安定ヨウ素剤の事前配布状況
● 平成２９年９月３０日時点の配備状況

７　要配慮者避難の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７－１
● 即時避難区域（ＰＡＺ）内の福祉施設一覧
● 即時避難区域（ＰＡＺ）の避難及び屋内退避
● 避難先調整の仕組み

策定（Ver.１）　平成 26 年３月
修正（Ver.２）　平成 30 年３月

１　新潟県における原子力災害対策重点区域等

＜　原子力災害対策重点区域　＞

原子力災害対策重点区域を含む市町村は、以下の市町村とする。

区　分	範　囲	対象市町村
即時避難区域：ＰＡＺ （Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域）	発電所を中心とする半径 おおむね５キロメートル圏	柏崎市 刈羽村
避難準備区域：ＵＰＺ （Urgent Protective action Planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域）	発電所を中心とする半径 おおむね５～30 キロメートル圏	柏崎市 長岡市 燕市 見附市 小千谷市 十日町市 上越市 出雲崎町

※　放射線量監視地域（UPZ 外）については、１－４頁を参照

《　参考　》

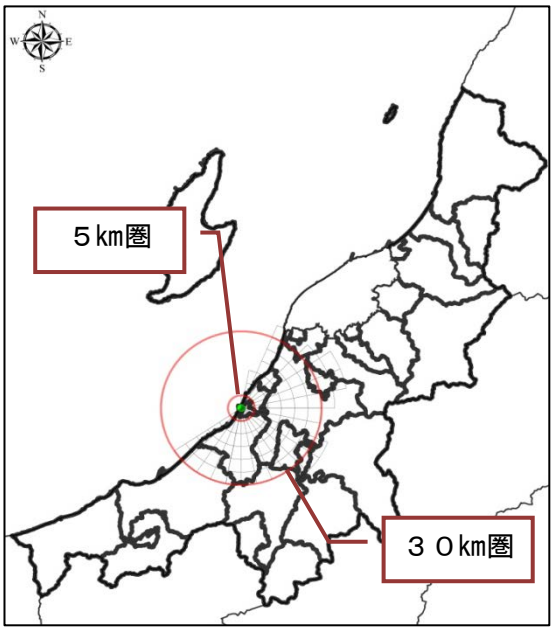

左図は、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）のそれぞれの目安となる柏崎刈羽原子力発電所からの距離を示したものである。

＜　原子力災害対策重点区域の人口　＞　　平成 29 年４月１日現在

区分	市町村名	原子力災害対策を重点的に充実すべき区域	人口（人）
即時避難区域（PAZ）	柏崎市	高浜コミュニティ 荒浜コミュニティ 松波地区コミュニティ 南部コミュニティ 二田地区コミュニティ 中通コミュニティ 西中通コミュニティ	15,800
	刈羽村	村内全域	4,700
	小　計（A）		20,500

区分	市町村名	原子力災害対策を重点的に充実すべき区域	人口（人）
避難準備区域（UPZ）	柏崎市	即時避難区域を除く市内全域	70,100
	長岡市	栃尾地域を除く市内全域	255,200
	燕市	市内大河津分水路左岸全域	400
	見附市	市内全域	41,100
	小千谷市	市内全域	36,500
	十日町市	十日町地域の一部、川西地域の一部、松代地域の一部	6,700
	上越市	柿崎区の全域 浦川原区、大島区、大潟区、吉川区の区域の一部	14,900
	出雲崎町	町内全域	4,600
	小　計（B）		429,500
合　計（A＋B）			450,000

※　人口の算出条件：100 人単位として、100 人未満の場合は切り上げ

出典：広域避難対策検討ワーキングチーム第２班（避難先の事前マッチング）調べ

＜　広域避難マッチング調整状況　＞　　平成 29 年３月現在

避難元			避難先		
重点区域	市町村	地区名（避難単位）	受入市町村	避難経由所	避難所数
PAZ	柏崎市	高浜、南部、二田	村上市	パルパーク神林（神林総合体育館）	8
		中通	湯沢町	湯沢カルチャーセンター 湯沢町公民館	2
		西中通	妙高市	妙高杉ノ原スキー場 道の駅 あらい	14
		荒浜、松波	糸魚川市	糸魚川市民総合体育館	5
	刈羽村	全域	村上市	パルパーク神林（神林総合体育館）	10
UPZ	柏崎市	中川、別山、太田、石地	村上市	パルパーク神林（神林総合体育館）	4
		北鯖石	南魚沼市	南魚沼市民会館 道の駅 南魚沼雪あかり	24
		北条	湯沢町	湯沢カルチャーセンター 湯沢町公民館	17
		中央	上越市	リージョンプラザ上越 道の駅 あらい ユートピアくびき希望館（顕城地区公民館） 大島就業改善センター（大島地区公民館）	72
		比角	糸魚川市	糸魚川市民総合体育館 道の駅 マリンドリーム能生	33
		大洲	妙高市	道の駅 あらい	11
	長岡市	大島、下川西、上川西、福戸、玉寺川、関原、三島、和島、寺泊、与板	新潟市	新潟市緑と森の運動公園 新潟県総合研修センター こめぐりの郷公園	115
		新町、富曽木、山本、新組、黒条、中之島		デンカビッグスワンスタジアム ハードオフエコスタジアム新潟 白根カルチャーセンター	89
		宮内	三条市	三条・燕総合グランド	62
		千手、坂之上、表町、中島	五泉市	五泉市総合会館 五泉市営野球場 さくらアリーナ（村松体育館）	29
		神田、川崎	阿賀野市	阿賀野市立図書館	23
		四郎丸	加茂市 田上町	加茂文化会館 田上町役場	24
		希望が丘、日越、宮本、大積、深才、青葉台	燕市 弥彦村	道の駅 国上 燕市分水公民館 弥彦体育館	29
		栖吉	阿賀町	道の駅 阿賀の里	20
		越路、山古志、小国、川口	魚沼市	魚沼市小出郷文化会館 魚沼市役所堀之内庁舎	41
		豊田、十日町、六日市、太田、山通	長岡市 （UPZ外）	道の駅 R290とちお	18
	小千谷市	西小千谷、城川	十日町市	十日町市立中条中学校 川西総合体育館	23
		東小千谷、千田、東山、片貝	南魚沼市	南魚沼市役所大和庁舎	31
		山辺、吉谷、川井、岩沢、真人	津南町	津南町総合センター	11
	十日町市	下条、上野、橘、仙田、峰方、山平	十日町市 （UPZ外）	道の駅 クロス10十日町 千手中央コミュニティセンター 松代総合体育館	16
	見附市	見付町部、今町町部、今町田園、庄川平	新発田市	新発田市カルチャーセンター サンビレッジしばた	49
		葛巻	村上市	パルパーク神林(神林総合体育館)	15
		北谷北部、北谷南部	胎内市	県青少年自然の家体育館 胎内市B＆G体育館	10
		見附第二小学校区、新潟、上北谷	聖籠町	聖籠町町民会館	7
	燕市	渡部、真木山、幕島、大川津興野、下中条	燕市 （UPZ外）	分水北小学校　※避難先	1
	上越市	柿崎区、吉川区	上越市 （UPZ外）	ユートピアくびき希望館（顕城地区公民館）	31
		浦川原区		浦川原区総合事務所	
		大島区		大島就業改善センター(大島地区公民館)	
		大潟区		大潟区総合事務所	
	出雲崎町	全域	関川村	道の駅 関川	6

出典：広域避難対策検討ワーキングチーム第２班（避難先の事前マッチング）調べ

＜　放射線量監視地域（ＵＰＺ外）の対応について　＞

放射線量監視地域（ＵＰＺ外）について、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、緊急時モニタリングの結果等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する地域としている。

《 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）　抜粋 》

３　放射線量監視地域（ＵＰＺ外）

ＵＰＺの外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

２　避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム

（１）緊急事態の段階

事態の進展

緊急事態に対する準備	緊急時対応		復旧
準備段階	初期対応段階	中期対応段階	復旧段階
原子力事業者、国、地方公共団体等が行動を計画し、維持し、改善するように、検討等を行う。	放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに確率的影響を最小限に抑えるため、迅速な対応を行う。	環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、防護措置の変更・解除や長期防護措置の検討を行う。	被災した地域の長期的な復旧策を開始するための計画を策定し、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

（原子力災害対策指針の一部をイメージ化）

（２）緊急事態の初期対応段階における体制整備と防護措置等

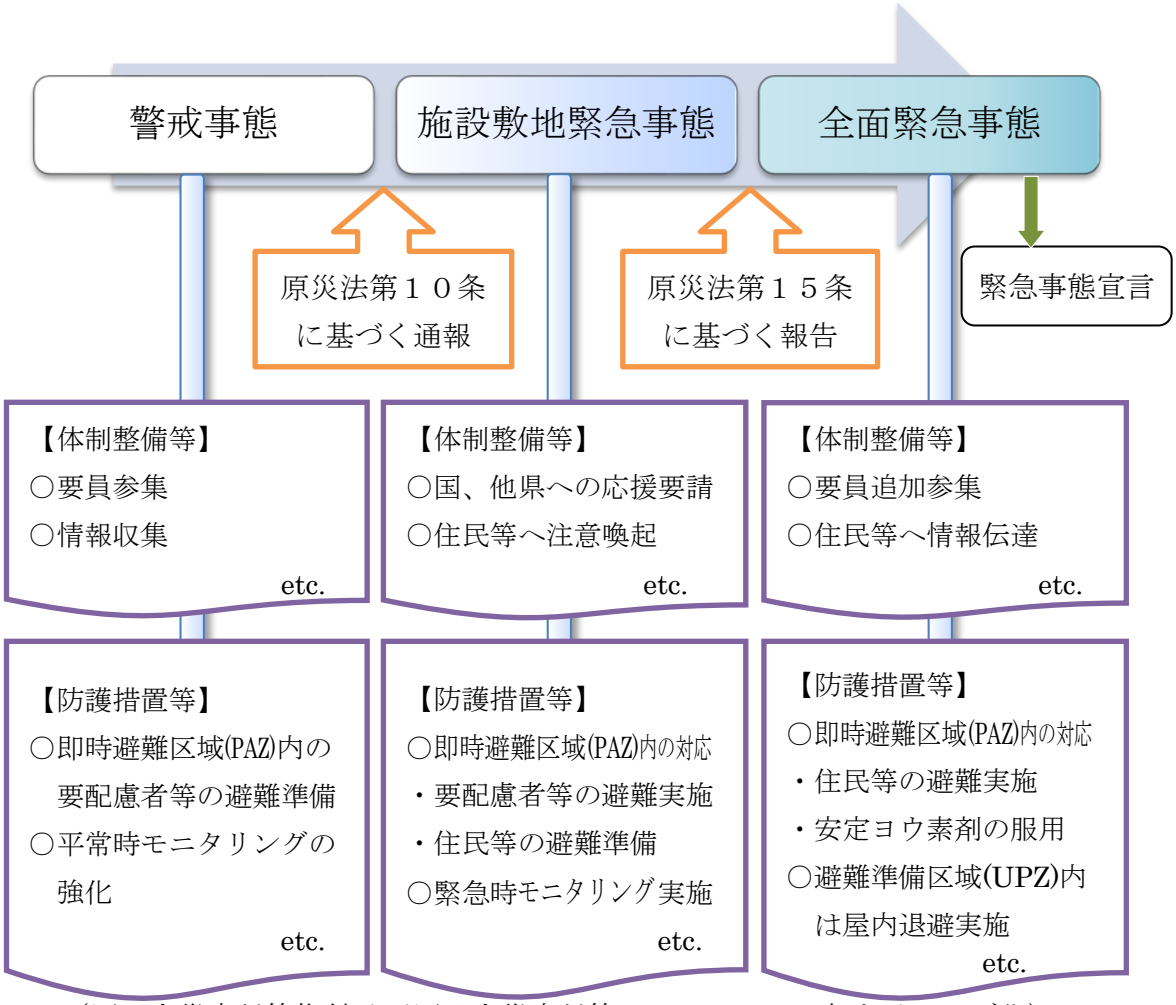

（原子力災害対策指針及び原子力災害対策マニュアルの一部をイメージ化）

（３）事故等発生から全面緊急事態までの防護措置

①基本的な考え方

避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期については、原子力災害対策指針に基づき、柏崎刈羽原子力発電所のＥＡＬの基準に応じて、段階的に実施するものとする。

《ＥＡＬに応じた防護措置のフロー》

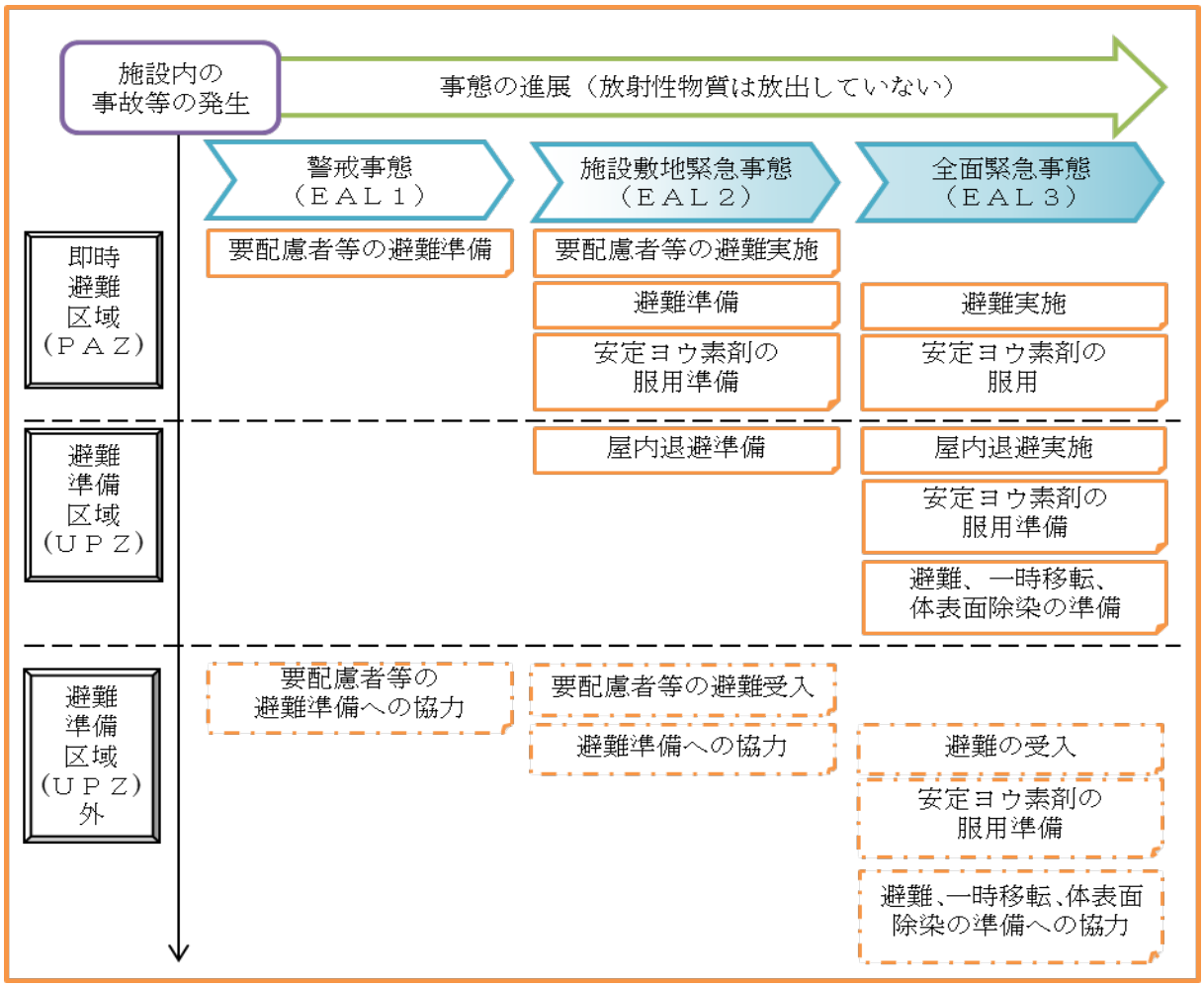

（原子力災害対策指針の一部をイメージ化）

● ポイント

１　即時避難区域（ＰＡＺ）における対応

●放射性物質の放出前に避難を開始する。

●要配慮者等（施設敷地緊急事態要避難者）は、優先して早期に避難する。

●全面緊急事態（ＥＡＬ３）の段階において、避難と同時に安定ヨウ素剤を服用する。

２　避難準備区域（ＵＰＺ）における対応

●全面緊急事態（ＥＡＬ３）の段階において、屋内退避を実施する。

３　複合災害時の対応

●県は、自然災害などにより、避難することがかえって危険を伴う場合は屋内退避を指示することを、屋内退避することがかえって危険を伴う場合は避難を指示することを、市町村とともに検討する。

②現行の原災法等における緊急事態区分及びＥＡＬ

ＥＡＬとは、原子力施設の状況に応じて緊急事態を下表の３つに区分し、各区分における主な事象と予防的防護措置の枠組みを定める緊急時活動レベルのことである。

※下表は、原子力災害対策指針の一部を表にまとめたものであり、EAL の具体的事象の設定については、東京電力ホールディングス㈱が原子力事業者防災業務計画に定めている。また、表中の例は、原子力災害対策指針の一部を記載したものである。

		現行の原災法等における基準を採用したＥＡＬ（注）	緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態	【ＥＡＬ１】 例）原子炉の停止中に原子炉容器内に照射済燃料集合体がある場合、当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。
	施設敷地緊急事態	【ＥＡＬ２】 原災法第１０条の通報すべき基準を採用 例）原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失した場合において、高圧の非常用炉心冷却装置による注水が直ちにできないこと。	即時避難区域（ＰＡＺ）内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。
	全面緊急事態	【ＥＡＬ３】 原災法第１５条の原子力緊急事態宣言の基準を採用 例）原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入によって原子炉を停止できないこと又は停止が確認できないこと。	即時避難区域（ＰＡＺ）内の住民避難等の防護措置を行うとともに、避難準備区域（ＵＰＺ）及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

（注）柏崎刈羽原子力発電所に係る原子炉が、炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合した場合に該当するＥＡＬ

（４）放射性物質放出後の防護措置

①基本的な考え方

避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期について、原子力災害対策指針では、緊急時の放射線モニタリングによる測定結果をＯＩＬの基準に照らし合わせ、必要な防護措置をするものとされている。

《ＯＩＬに応じた防護措置のフロー》

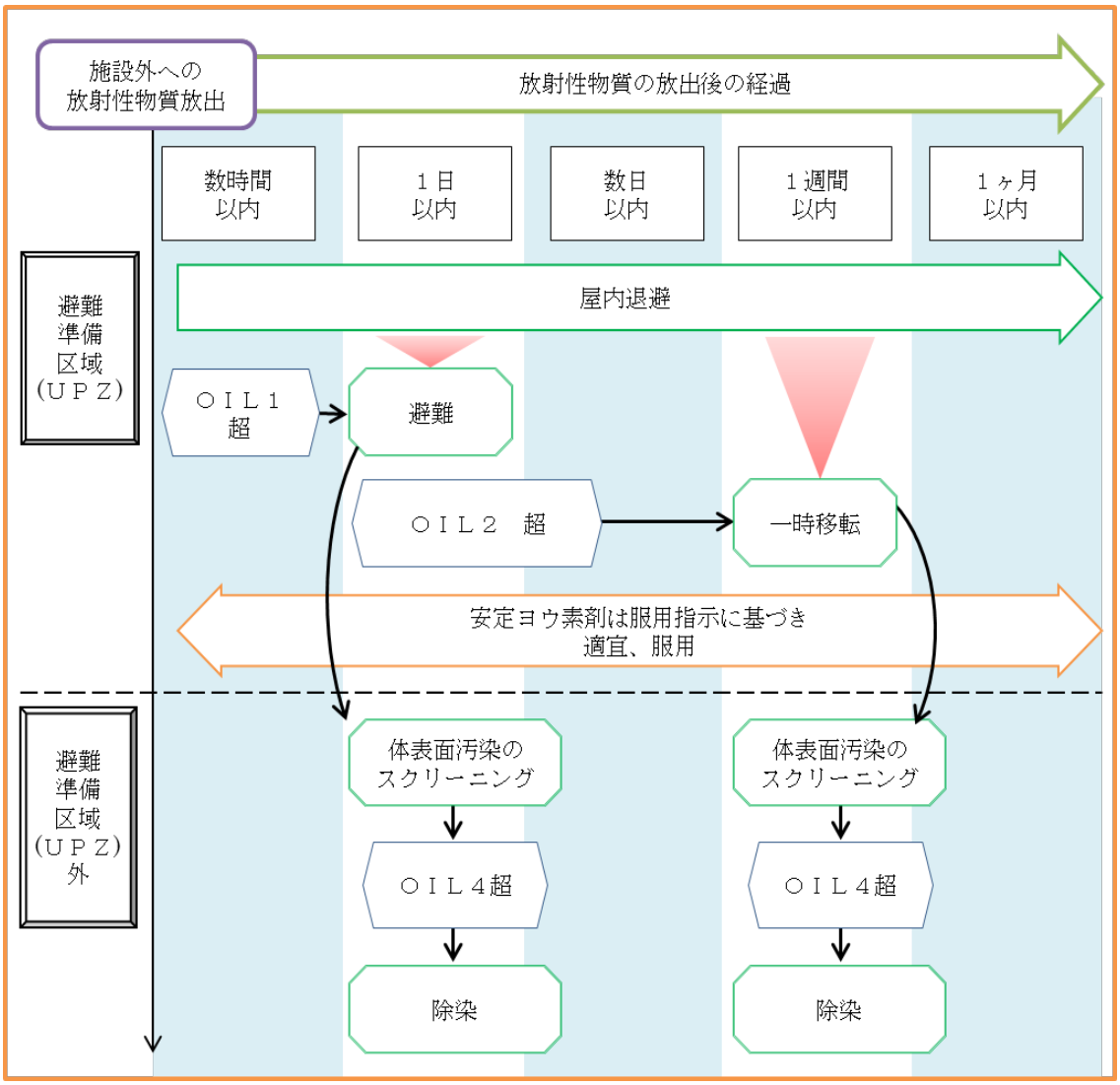

（原子力災害対策指針の一部をイメージ化）

● ポイント

１　避難準備区域（ＵＰＺ）における対応

●屋内退避を継続する。

（放射線量が測定された場合、測定値に応じて、段階的に避難等の防護措置を実施する。）

●屋内退避中や避難、一時移転の際には国又は地方公共団体の指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用する。

●スクリーニング・除染は、避難経路上で実施する。

●県は、自然災害などにより、避難することがかえって危険を伴う場合は屋内退避を指示することを市町村とともに検討する。

②防護措置の実施内容と判断基準

ＯＩＬとは、放射性物質の放出後、観測可能な指標に基づき緊急時防護措置を迅速に実行できるように、防護措置の実施を判断する基準として、空間線量率等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルのことである。

※下表は、原子力災害対策指針をまとめたもの。値は、国においてIAEAが公表する導出過程等に基づき今後も検討するとされている。

	基準の種類	基準の概要	原子力災害対策指針の値	防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面から放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000cpm β線：13,000cpm [1ヶ月後の値] （皮膚から数cmでの検出器の計数率）	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h （地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ６	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性核種毎に飲食物の基準値を設定	1週間以内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

３　緊急時における情報の流れ

● 避難指示等の情報の流れがわかるように、情報の内容に応じて連絡系統図を共有する。

＜それぞれの事態における主な連絡内容＞

事態区分	発信元	主な連絡内容
警戒事態 （ＥＡＬ１）	東電	・警戒事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県･OFC	・モニタリング情報
	国･県･市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の要配慮者の避難準備要請及びその状況　等
施設敷地緊急事態 【原災法第１０条事象】 （ＥＡＬ２）	東電	・施設敷地緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県･OFC	・モニタリング情報
	国･県・市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の避難準備要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・即時避難区域(PAZ)圏内の要配慮者等の早期避難要請 ・避難準備区域(UPZ)圏内の屋内退避準備要請　等
全面緊急事態 【原災法第１５条事象】 （ＥＡＬ３）	東電	・全面緊急事態に該当する旨、原発等の状況
	国	・緊急事態発出の連絡、国からの連絡事項
	県	・新潟県の対応状況、即時避難区域(PAZ)の対応状況
	県･OFC	・モニタリング情報
	国･県･市町村	・即時避難区域(PAZ)圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・避難準備区域(UPZ)圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・PAZ 住民等の避難準備区域（UPZ）圏外への避難受入要請　等

※　網掛けの情報が各事態における最初の情報となる。

＜　主な情報の流れ　＞

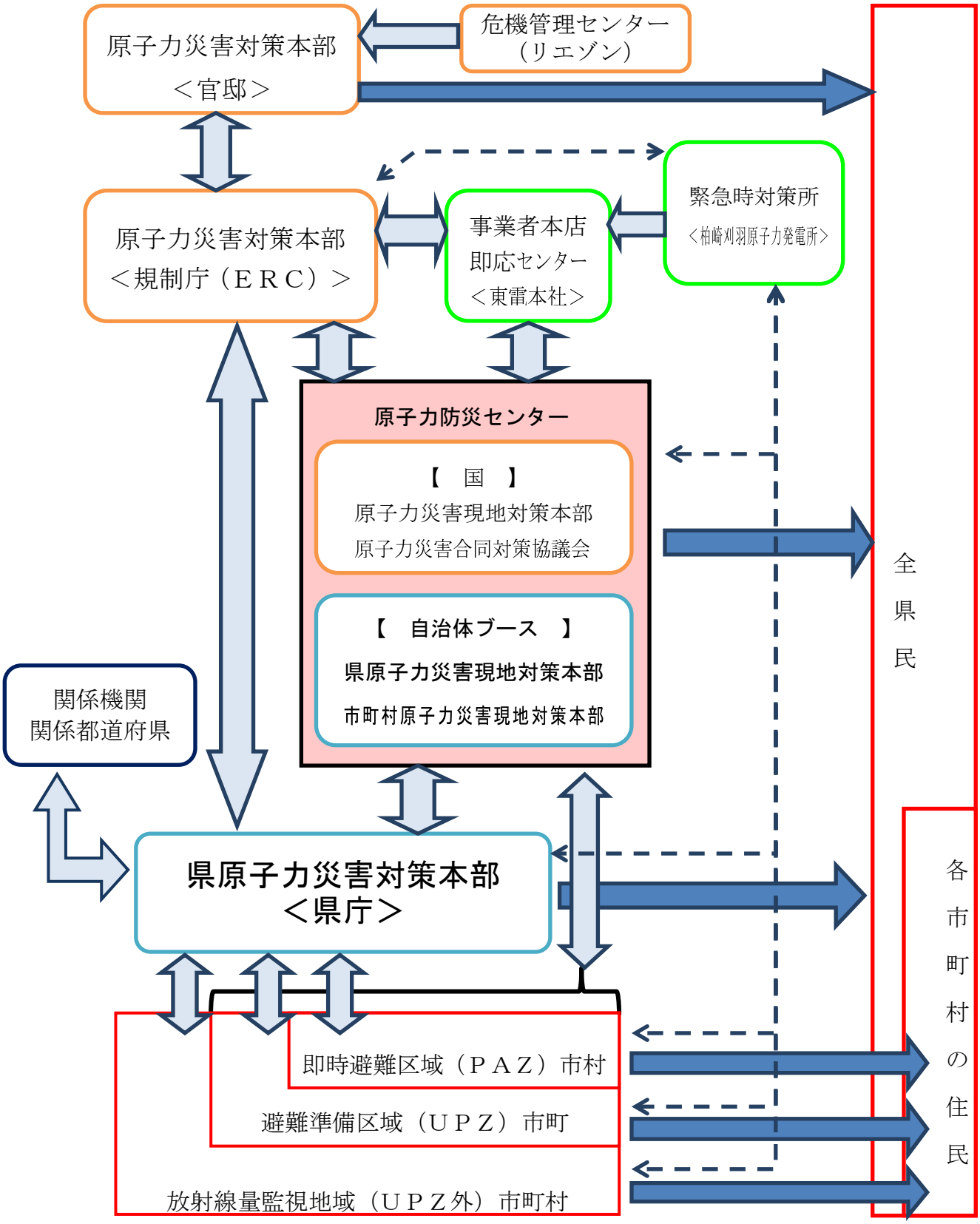

※　平成 25 年度　鹿児島県（川内原発）での国の原子力総合防災訓練の実施要領等を参考に作成

注）災害の態様や緊急事態の変化によって、組織名称は変更される。

● ポイント

- ✧ **各機関は、通信手段を多重化する。**
- ✧ **通信手段は、種類が多い有線（地上）系を第１手段とする。**
- ✧ **有線（地上）系の通信手段が使用できない場合は、無線（衛星）系の通信手段により通信を行う。**

《通信手段》

通信区間	順位	通信手段
国 ⇆ 原子力防災センター	第１	有線(地上)系：ＴＶ会議システム、一般回線電話、専用回線電話、一般回線 FAX、専用回線 FAX、一般回線メール、専用回線メール、電話会議システム
	第２	無線(衛星)系：ＴＶ会議システム、専用回線電話、専用回線 FAX
国 ⇆ 県庁	第１	有線(地上)系：ＴＶ会議システム、一般回線電話、専用回線電話、一般回線 FAX、専用回線 FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第２	無線(衛星)系：ＴＶ会議システム、専用回線電話、専用回線 FAX
電力事業者 ⇆ 県庁	第１	有線(地上)系：〈ＴＶ会議システム〉、一般回線電話、専用回線電話、一般回線 FAX、専用回線 FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第２	無線(衛星)系：〈ＴＶ会議システム〉、専用回線電話、専用回線 FAX、一般回線電話、一般回線 FAX、防災相互無線、《同報 FAX》
	注)	〈 〉は、国又は原子力防災センターがホスト役の場合に通信可能 《 》は、電力事業者からの一斉送信
原子力防災センター ⇆ 県庁	第１	有線(地上)系：ＴＶ会議システム、一般回線電話、専用回線電話、一般回線 FAX、専用回線 FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第２	無線(衛星)系：ＴＶ会議システム、専用回線電話、専用回線 FAX、一般回線電話、防災行政無線
原子力防災センター ⇆ 即時避難区域市村	第１	有線(地上)系：ＴＶ会議システム、一般回線電話、専用回線電話、一般回線 FAX、専用回線 FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第２	無線(衛星)系：〈ＴＶ会議システム〉、一般回線電話、防災行政無線
	注)	〈 〉は、１対１のパソコンによる通信
原子力防災センター ⇆ 避難準備区域市町	第１	有線(地上)系：ＴＶ会議システム、一般回線電話、専用回線電話、一般回線 FAX、専用回線 FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第２	無線(衛星)系：一般回線電話、防災行政無線
県庁 ⇆ 即時避難区域市村	第１	有線(地上)系：ＴＶ会議システム、一般回線電話、専用回線電話、一般回線 FAX、専用回線 FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第２	無線(衛星)系：〈ＴＶ会議システム〉、一般回線電話、防災行政無線、衛星無線 FAX
	注)	〈 〉は、１対１のパソコンによる通信
県庁 ⇆ 避難準備区域市町	第１	有線(地上)系：ＴＶ会議システム、一般回線電話、専用回線電話、一般回線 FAX、専用回線 FAX、一般回線メール、専用回線メール
	第２	無線(衛星)系：一般回線電話、防災行政無線、衛星無線 FAX
県庁 ⇆ 放射線量監視地域市町村	第１	有線(地上)系：一般回線電話、一般回線 FAX、一般回線メール
	第２	無線(衛星)系：防災行政無線、衛星無線 FAX
県庁 → 県民		ホームページ、ツイッター、エリアメール、テレビ・ラジオ等

※　上記は、原子力防災ネットワークを中心に、主な通信手段を記載したものであり、上記以外にも中央防災無線や地域衛星通信ネットワーク等も活用できる。

※　上記の表には、市町村から住民への通信手段は記載していないが、防災行政無線、広報車、エリアメール等複数の通信手段を活用。

《原子力災害特有の情報伝達・共有のためのネットワーク概要》

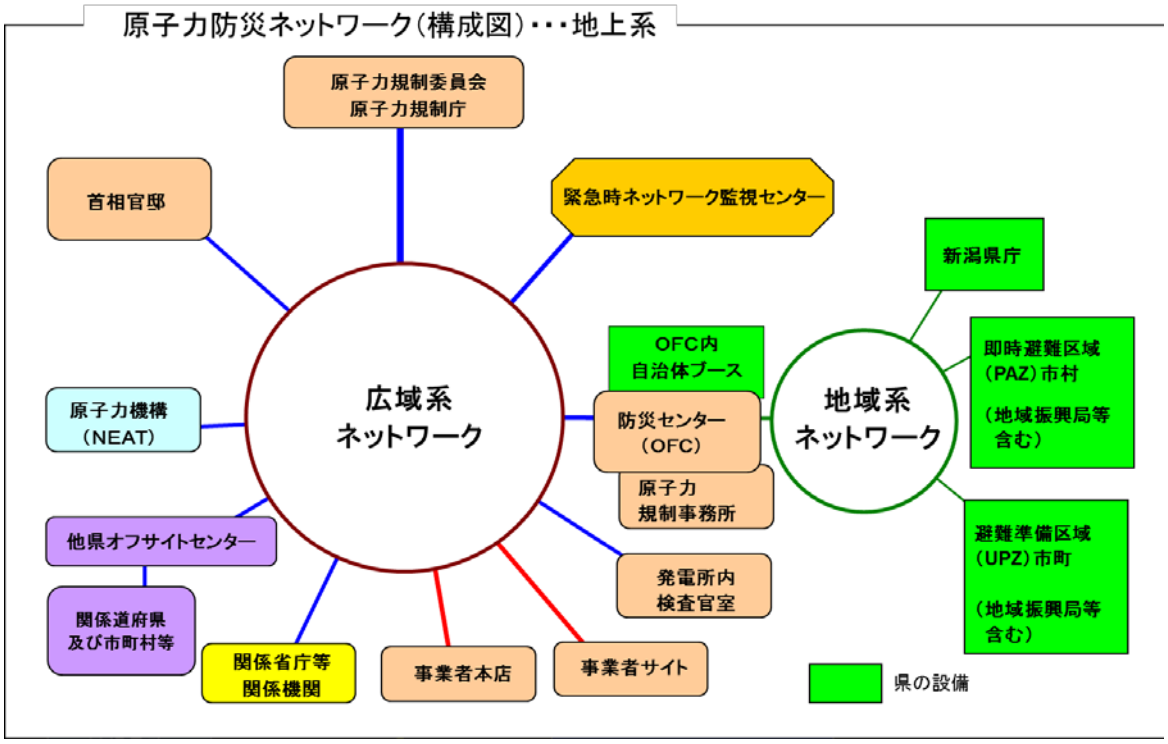

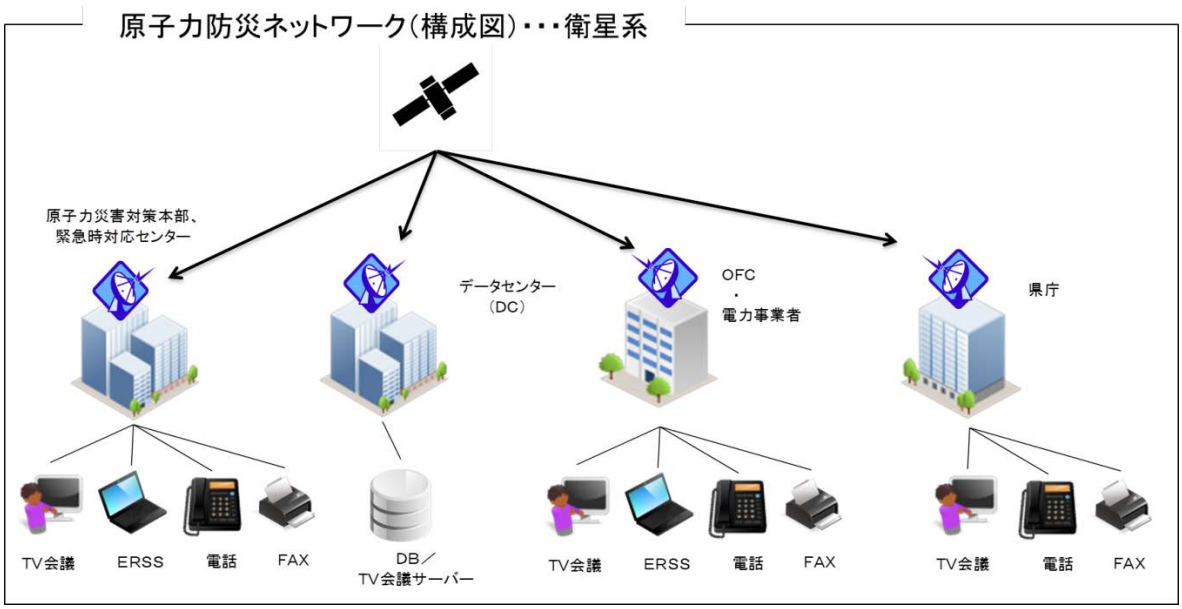

● ポイント

- ✧ 原子力災害対策重点区域がおおむね 30 ㎞圏に拡大したことに対応するため、拡大したエリアの市町村等において原子力防災ネットワークを活用。
- ✧ 即時避難区域（ＰＡＺ）及び避難準備区域（ＵＰＺ）においてＴＶ会議により多地点で同時接続。
- ✧ 福島第一原発事故を踏まえて、県庁は衛星回線によるＴＶ会議も活用。

４　原子力災害対策重点区域における全面緊急事態後の防護措置

① 主な防護措置として、避難と屋内退避が重要となる。

② 避難先は、避難準備区域（ＵＰＺ）外とする。

③ 即時避難区域（ＰＡＺ）と避難準備区域（ＵＰＺ）については、それぞれの避難の基本的な考え方に基づいて避難先候補地を選定

（１）各区域の防護措置（避難、屋内退避）

<table>
<tr><th></th><th>即時避難区域
（ＰＡＺ）</th><th>避難準備区域
（ＵＰＺ）</th></tr>
<tr><td>放射性物質の放出前
（ＥＡＬに応じて防護措置）</td><td>即時避難</td><td>屋内退避</td></tr>
<tr><td rowspan="2">放射性物質の放出後
（ＯＩＬの考え方に基づき防護措置）</td><td rowspan="2"></td><td>屋内退避を継続</td></tr>
<tr><td>放射線量率の測定結果等から必要に応じて、避難指示の発出された地域が避難を実施</td></tr>
</table>

● ポイント

１　即時避難区域（ＰＡＺ）の防護措置

●一斉に避難するため、避難パターンを決める。

２　避難準備区域（ＵＰＺ）の防護措置

●一定期間の屋内退避後、放射線量率の測定結果等から特定される地域が避難する。災害の態様によって避難指示地域の形は様々であるため、避難パターンを複数検討する。

（２）即時避難区域（ＰＡＺ）の防護措置（避難）の基本的な考え方

即時避難区域（ＰＡＺ）においては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するために、放射性物質が環境へ放出される前の段階から、事態が以下に示す区分のどれに該当するかを国が判断した後で、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

①事態区分及び予防的防護措置の内容

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 （ＥＡＬ１）	要配慮者等は、避難準備を実施
施設敷地緊急事態 （ＥＡＬ２）	要配慮者等は、避難を実施
	全住民は、避難準備を実施
全面緊急事態 （ＥＡＬ３）	全住民は、避難を実施

②即時避難困難時の対応

即時に避難が困難な住民等は、適切な避難手段が確保されるまで放射線防護機能を有する施設に屋内退避する。

③避難手段

自家用車を始め、あらゆる手段を用いる。

④避難先候補地の選定

●避難先は、地域防災計画上複数設定するとされており、災害の種類や状況、規模及び風向等に応じて選択。

●柏崎市（ＰＡＺ内)、刈羽村の避難先は、基本的に県内の避難先としつつ、避難準備区域（ＵＰＺ）の外側で避難先を確保。

●避難準備区域（ＵＰＺ）の避難先よりも遠い地域に確保
※先行避難する即時避難区域（ＰＡＺ）の車両により生じる渋滞（高速道から降りるＩＣ等）が、その後避難準備区域（ＵＰＺ）が避難を要する場合に、後行の避難に影響を与えないようにするため。

●避難準備区域（ＵＰＺ）において避難が必要となる場合を想定しながら、まずは県内での避難先を選択するものの、避難準備区域（ＵＰＺ）の避難指示地域が広域に及ぶ場合には、近隣県への避難も選択肢として調整。

《 方面別避難先候補市町村一覧 》

避難先（受入）方面	避難先（受入）候補市町村
新潟・村上方面	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、関川村
魚沼・湯沢方面	魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
糸魚川・妙高方面	糸魚川市、妙高市
佐渡・粟島方面	佐渡市、粟島浦村

《 以下の表についての留意事項 》

- 避難先については、災害の態様によっては県内だけでは避難施設の十分な確保が困難な場合に備えて、今後、近隣県への避難について調整。
- 避難経路については、迂回ルートも含めて今後も検討を行う。

【即時避難区域（ＰＡＺ）の避難先候補市町村】

（H30．３現在）

避難市町村	→（主な利用道路）	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
柏崎市（ＰＡＺ内）	高速道路、国道 116、国道 352、国道 402、国道 7	新潟・村上方面	村上市
	国道８、高速道路、国道 252、国道 291、国道 253、国道 17	魚沼・湯沢方面	湯沢町
	高速道路、国道 352～国道８～国道 18	糸魚川・妙高方面	妙高市
			糸魚川市
		近隣県（要調整）※	
刈羽村	高速道路、国道 352 国道 116、国道 402、国道 7	新潟・村上方面	村上市
	高速道路 国道 116～国道８	糸魚川・妙高方面	糸魚川市
		近隣県（要調整）※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

（３）避難準備区域（ＵＰＺ）の防護措置（屋内退避、避難）の基本的な考え方

避難準備区域（ＵＰＺ）においては、事態区分「全面緊急事態」で予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。また、放射性物質の緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準と照らし合わせた上で、必要な防護措置（屋内退避、一時移転又は避難）を実施する。

①事態区分及び予防的防護措置の内容

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 （ＥＡＬ１）	防護措置の準備・情報収集
施設敷地緊急事態 （ＥＡＬ２）	屋内退避の準備
全面緊急事態 （ＥＡＬ３）	屋内退避の実施

②原子力災害対策指針における基準及び防護措置の内容

運用上の介入レベル 原子力災害対策指針の値	防護措置内容
ＯＩＬ１ （500μSv／ｈ）	数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
ＯＩＬ４ （β線:40,000cpm） （β線:13,000cpm 【1ヶ月後の数値】）	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
ＯＩＬ２ （20μSv／ｈ）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに１週間程度内に一時移転を実施。

※　原子力災害対策指針の値については、国において IAEA が公表する導出過程等に基づき今後も検討するとされている。

③避難指示が発出される地域及び避難者人口

●避難指示地域について

- 避難準備区域（ＵＰＺ）においては、国が緊急時の環境放射線モニタリングの結果等を基に避難が必要な区域を特定するとされている。
- 当該区域は、「防護措置の実施単位となる地域」を基に国が判断するとされている。
- この防護措置の実施単位となる地域は、地域コミュニティの維持を考慮したものとする。

●避難者人口について

- 避難準備区域（ＵＰＺ）においては、まずは屋内退避が実施され、避難が必要な場合であっても、災害の状況や規模によって避難指示が出される区域は様々であるため、その際の避難者人口も変動することに留意する必要がある。

④避難先候補地の選定

●避難先については、基本的に地域防災計画上複数設定するとされており、災害の種類や状況、規模及び風向きや避難方面のモニタリング結果等に応じて柔軟に選択ができるようにする。

●福島第一原発事故では、放射線量の上昇が放射性物質の拡散方向に集中したことを踏まえ、拡散方向と異なる方向や柏崎刈羽原子力発電所から遠ざかる方向への避難を考慮する。

●あわせて災害状況等の変化に伴う避難区域及び避難者人口の変動を始め、避難ルートや避難先を変更する可能性等を総合的に勘案することで、予め複数の避難方面と受入市町村を最大限確保し、それを避難先候補地とする。

●災害の状況等によっては、避難者を県内の避難施設で全て受け入れることも十分に想定できるため、避難に伴う避難者の負担軽減等の観点から、まずは、県内の避難施設を優先して活用する。

●避難先候補地は、即時避難区域（ＰＡＺ）の避難先よりも近くに確保するが、県内で避難先が不足する場合に備え県外避難先も検討する。

●避難先における避難施設は、事態の変化や要配慮者に対し迅速な対応が取れるよう、公共施設にとどまらず民間施設も調整する。

●避難準備区域（ＵＰＺ）を含む市町村であっても、避難準備区域（ＵＰＺ）外の地域を含む場合は、当該地域も避難先として検討。

《 方面別避難先候補市町村一覧 》

避難先（受入）方面	避難先（受入）候補市町村
新潟・村上方面	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、関川村、燕市（ＵＰＺを除く）
魚沼・湯沢方面	魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町、長岡市（ＵＰＺを除く）、十日町市（ＵＰＺを除く）
糸魚川・妙高方面	糸魚川市、妙高市、上越市（ＵＰＺを除く）
佐渡・粟島方面	佐渡市、粟島浦村

《以下の表についての留意事項》

- 実際に避難が必要な場合は、市町村単位で避難するわけではないが、以下の表は、確認しやすいように市町村毎に避難先候補をまとめている。
- 避難先については、災害の態様によっては県内だけでは避難施設の十分な確保が困難な場合に備えて、今後、近隣県への避難について調整。
- 避難経路については、迂回ルートも含めて今後も検討を行う。

【柏崎市の避難先候補市町村】　※太枠は基本となる避難先

（H30．３現在）

避難市町村	→（主な利用道路）	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
柏崎市（ＰＡＺを除く）	国道 116、高速道路 国道 352、国道 402、国道 7	新潟・村上方面	村上市
	国道８、高速道路、国道 252、国道 291、国道 253、国道 17	魚沼・湯沢方面	南魚沼市
			湯沢町
			魚沼市
			津南町
	高速道路、国道 352～国道８～国道 18、国道 353、国道 253	糸魚川・妙高方面	上越市（ＵＰＺを除く）
			糸魚川市
			妙高市
		近隣県（要調整）※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

【長岡市の避難先候補市町村】　※太枠は基本となる避難先

（H30．３現在）

避難 市町村	→ （主な利用道路）	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
長岡市 （ＵＰＺ内）	高速道路、 国道 17～国道８、 国道 116 国道 352～国道 403 国道 402	新潟・村上 方面	新潟市
			三条市
			五泉市
			阿賀野市
			加茂市
			燕市（ＵＰＺを除く）
			田上町
			阿賀町
			弥彦村
			新発田市
	国道 351～国道 352、 国道 291、高速道路、 国道 17	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
			南魚沼市
			湯沢町
			津南町
	国道 351、国道 290	長岡市（ＵＰＺを除く）※	
		近隣県（要調整）※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、近隣県との調整を進める。

【出雲崎町の避難先候補市町村】　※太枠は基本となる避難先

（H30．３現在）

避難 市町村	→ （主な利用道路）	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
出雲崎町	国道 402、国道 116、 国道 352～高速道路、 国道７	新潟・村上 方面	関川村
	国道 352～国道８～ 国道 17、高速道路	魚沼・湯沢 方面	南魚沼市
		近隣県（要調整）※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

【燕市の避難先候補市町村】　※太枠は基本となる避難先

（H30．３現在）

避難 市町村	→ （主な利用道路）	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
燕市 （ＵＰＺ内）	県道 549～県道２	燕市（ＵＰＺを除く）※	
	国道 116、県道 68～ 県道 29	新潟・村上 方面	弥彦村
	国道 289　県道 68～ 高速道路	魚沼・湯沢 方面	南魚沼市
		近隣県（要調整）※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、近隣県との調整を進める。

【見附市の避難先候補市町村】　※太枠は基本となる避難先

（H30．３現在）

避難 市町村	→ （主な利用道路）	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
見附市	高速道路、国道８、 国道 403、国道 290、 国道７	新潟・村上 方面	新発田市
			村上市
			胎内市
			聖籠町
	国道 290～国道 252、 国道８～国道 17～ 国道 117～国道 405	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			妙高市
	国道８～国道 17 ～国道 117	魚沼・湯沢 方面	津南町
		近隣県（要調整）※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

【小千谷市の避難先候補市町村】　※太枠は基本となる避難先

（H30．３現在）

<table>
<tr><td rowspan="2">避難
市町村</td><td rowspan="2">→
（主な利用道路）</td><td colspan="2">避難先（受入）候補市町村</td></tr>
<tr><td>方面</td><td>市町村名</td></tr>
<tr><td rowspan="7">小千谷市</td><td rowspan="5">高速道路、国道 17
国道 117、県道 49</td><td rowspan="5">魚沼・湯沢
方面</td><td>十日町市（ＵＰＺを除く）</td></tr>
<tr><td>南魚沼市</td></tr>
<tr><td>津南町</td></tr>
<tr><td>魚沼市</td></tr>
<tr><td>湯沢町</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高速道路、
国道 17～国道８
国道 351</td><td rowspan="2">新潟・村上
方面</td><td>五泉市</td></tr>
<tr><td>阿賀野市</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">近隣県（要調整）※</td></tr>
</table>

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

【十日町市の避難先候補市町村】　※太枠は基本となる避難先

（H30．３現在）

<table>
<tr><td rowspan="2">避難
市町村</td><td rowspan="2">→
（主な利用道路）</td><td colspan="2">避難先（受入）候補市町村</td></tr>
<tr><td>方面</td><td>市町村名</td></tr>
<tr><td rowspan="8">十日町市
(ＵＰＺ内)</td><td>国道 117、国道 252、
国道 403</td><td colspan="2">十日町市内（ＵＰＺを除く）※</td></tr>
<tr><td rowspan="4">国道 353、国道 253、
国道 17、国道 117</td><td rowspan="4">魚沼・湯沢
方面</td><td>魚沼市</td></tr>
<tr><td>南魚沼市</td></tr>
<tr><td>湯沢町</td></tr>
<tr><td>津南町</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国道 253、国道 403</td><td rowspan="2">糸魚川・妙高
方面</td><td>糸魚川市</td></tr>
<tr><td>妙高市</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">近隣県（要調整）※</td></tr>
</table>

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、近隣県との調整を進める。

【上越市の避難先候補市町村】　※太枠は基本となる避難先

（H30．３現在）

<table>
<tr><td rowspan="2">避難
市町村</td><td rowspan="2">→
（主な利用道路）</td><td colspan="2">避難先（受入）候補市町村</td></tr>
<tr><td>方面</td><td>市町村名</td></tr>
<tr><td rowspan="8">上越市
（ＵＰＺ内）</td><td>国道８、県道 30</td><td colspan="2">上越市（ＵＰＺを除く）※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高速道路、国道８、
国道 18</td><td rowspan="2">糸魚川・妙高
方面</td><td>糸魚川市</td></tr>
<tr><td>妙高市</td></tr>
<tr><td rowspan="4">国道 253～国道 17
国道 405</td><td rowspan="4">魚沼・湯沢
方面</td><td>魚沼市</td></tr>
<tr><td>南魚沼市</td></tr>
<tr><td>湯沢町</td></tr>
<tr><td>津南町</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">近隣県（要調整）※</td></tr>
</table>

※　災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、近隣県との調整を進める。

（４）即時避難区域（ＰＡＺ）及び避難準備区域（ＵＰＺ）の避難に伴う交通誘導等の対応

① 避難手段の確保

●国や関係機関の協力を得て、自家用車以外の手段（バス、船舶等）も積極的に活用する。

●自家用車で避難する場合は、渋滞を避けるための方法（乗り合い等）も考慮する。

② 避難ルートの設定

●避難先候補市町村を踏まえ、あらかじめ主な避難ルートを設定する。

●避難ルートは、道路管理者等の関係機関と連携して設定する。

③ 交通誘導体制の整備

避難を円滑・迅速に実施するために必要な交通誘導を行う体制を確保。

④ 外国人、一時滞在者（観光客等）への対応

即時避難区域（ＰＡＺ）及び避難準備区域（ＵＰＺ）内に居住、滞在する外国人、観光客等も円滑・迅速な避難が実施できる体制を整備。

⑤ 警戒区域への立入制限措置

警戒区域が設定された場合に、当該警戒区域への立入を制限するに当たっては、避難のための交通誘導と併せて措置を講ずる。

⑥ 避難住民への支援体制

(ア)避難所及び救護所等の開設・運営等

県及び避難市町村は、国や避難先（受入）市町村等と連携して、避難所等の開設・運営及び避難物資の確保を迅速・適切に実施。

(イ)避難住民の情報共有

避難先に避難されている避難住民に係る正確な情報を早期に把握し、県及び避難市町村等と共有することが、避難後の対応において重要となる。

全面緊急事態における
即時避難区域（PAZ）の避難

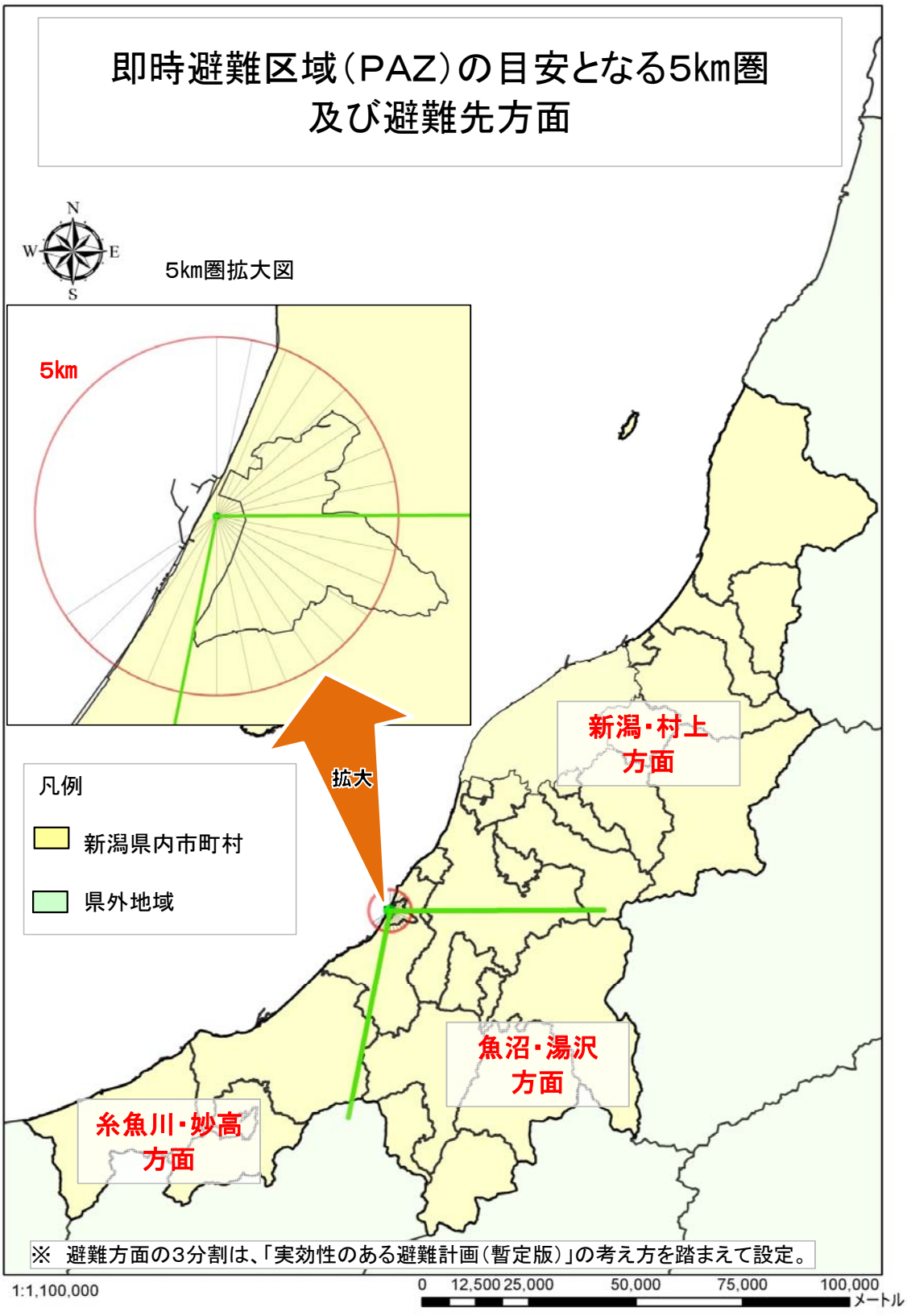

放射性物質の測定結果を基に必要に応じて特定の地域が避難する避難準備区域（UPZ）の避難

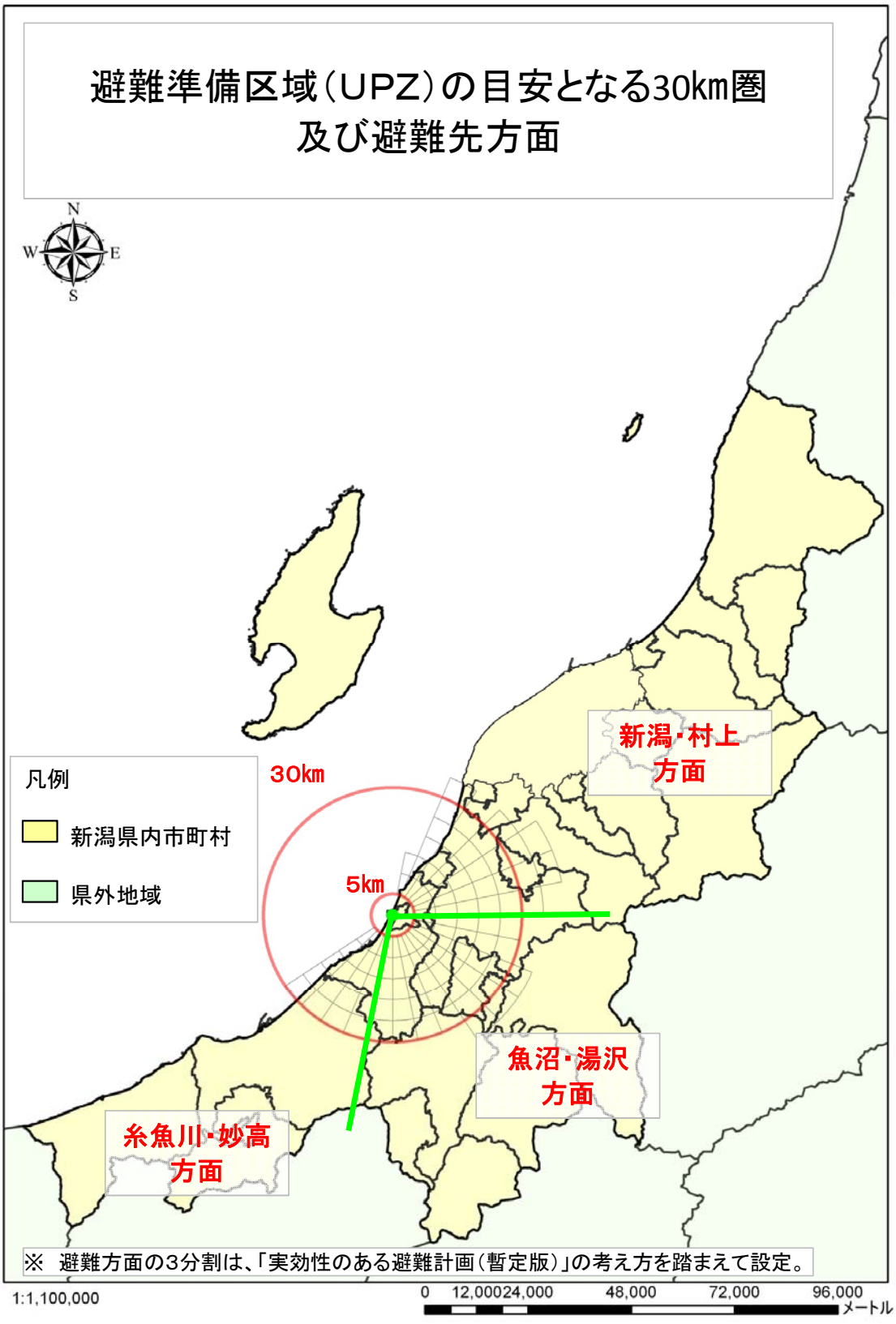

《参考》新潟県の主な道路網

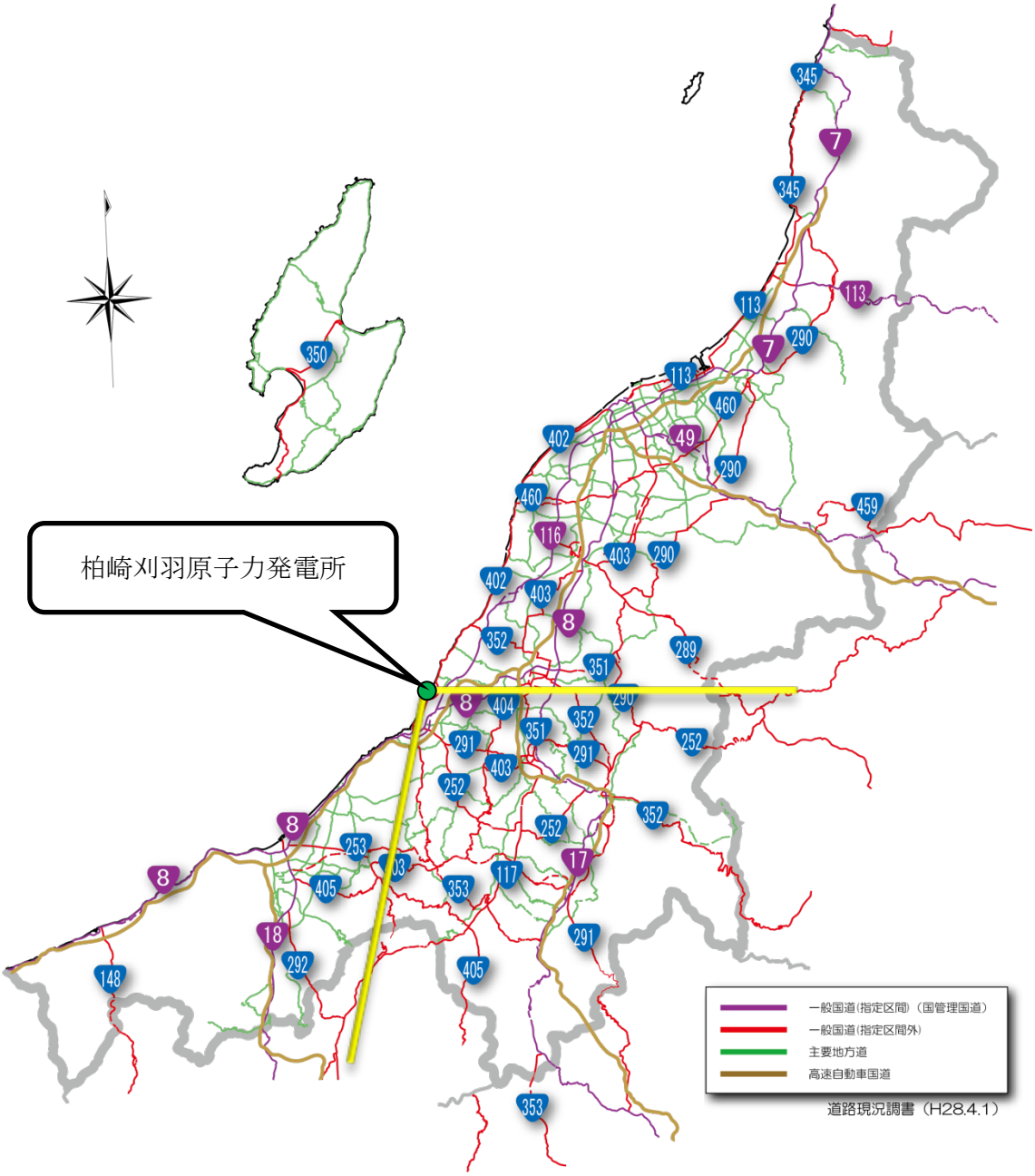

※　「新潟県の道路 2017　－NIIGATA ROAD NAVIGATION－（新潟県土木部道路建設課）」の地図に柏崎刈羽発電所及び県内を３分割する線を記載した

※　原発を中心として、県内を３分割する黄色線は、「実効性のある避難計画（暫定版）」の考え方を踏まえて設定。

民間が所有するバスについて

事業者	所在市区町村	車輌数（台）						座席数〔試算〕（席）※					
		乗合	貸切	内訳			合計	乗合	貸切	内訳			合計
				大型	中型	小型				大型	中型	小型	
新潟交通㈱	新潟市中央区	399	6	6	－	－	405	11,970	270	270	－	－	12,240
越後交通㈱	長岡市	223	63	53	9	1	286	6,690	2,649	2,385	243	21	9,339
頸城自動車㈱	上越市	57	35	29	4	2	92	1,710	1,455	1,305	108	42	3,165
蒲原鉄道㈱	五泉市	6	15	9	－	6	21	180	531	405	－	126	711
柏崎タクシー㈱	柏崎市	2	22	12	9	1	24	60	804	540	243	21	864
村上自動車㈱	村上市	－	19	10	4	5	19	－	663	450	108	105	663
くびき野バス㈱	上越市	21	18	2	9	7	39	630	480	90	243	147	1,110
北越後観光バス㈱	柏崎市	61	26	10	11	5	87	1,830	852	450	297	105	2,682
新潟交通観光バス㈱	新潟市東区	229	92	58	14	20	321	6,870	3,408	2,610	378	420	10,278
新潟交通佐渡㈱	佐渡市	53	32	19	12	1	85	1,590	1,200	855	324	21	2,790
南越後観光バス㈱	南魚沼市	74	26	14	8	4	100	2,220	930	630	216	84	3,150
昭和観光㈱	南魚沼市	－	11	6	2	3	11	－	387	270	54	63	387
頸北観光バス㈱	上越市	15	5	1	2	2	20	450	141	45	54	42	591
㈲ゆきつばき観光	田上町	－	15	10	1	4	15	－	561	450	27	84	561
アイ・ケーアライアンス㈱	新潟市東区	－	16	9	2	5	16	－	564	405	54	105	564
頸南バス㈱	妙高市	18	9	3	4	2	27	540	285	135	108	42	825
日の出交通㈱	新潟市中央区	－	8	4	1	3	8	－	270	180	27	63	270
セントラル観光㈱	三条市	－	30	9	7	14	30	－	888	405	189	294	888
糸魚川バス㈱	糸魚川市	27	5	3	2	－	32	810	189	135	54	－	999
越佐観光バス㈱	長岡市	5	24	8	4	12	29	150	720	360	108	252	870
ドリーム観光バス㈱	新潟市西蒲区	－	10	8	1	1	10	－	408	360	27	21	408
東頸バス㈱	上越市	9	2	－	1	1	11	270	48	－	27	21	318
銀嶺タクシー㈱	南魚沼市	－	11	5	3	3	11	－	369	225	81	63	369
山峡交通㈱	魚沼市	－	13	4	3	6	13	－	387	180	81	126	387
ときわ観光バス㈱	新潟市中央区	－	11	－	2	9	11	－	243	－	54	189	243
新潟第一観光バス㈱	新潟市南区	－	14	6	3	5	14	－	456	270	81	105	456
第一タクシー㈱	長岡市	－	3	－	1	2	3	－	69	－	27	42	69
㈲ひまわり観光	見附市	－	11	5	2	4	11	－	363	225	54	84	363
泉観光バス㈱	五泉市	5	17	7	3	7	22	150	543	315	81	147	693
小千谷観光バス㈱	小千谷市	－	22	15	4	3	22	－	846	675	108	63	846
㈱聖篭タクシー	聖籠町	－	5	－	1	4	5	－	111	－	27	84	111
㈲プリムローズ	妙高市	－	15	10	3	2	15	－	573	450	81	42	573
㈱魚沼中央トランスポート	南魚沼市	－	24	18	2	4	24	－	948	810	54	84	948
㈲フィールド・あが	新潟市江南区	3	8	6	1	1	11	90	318	270	27	21	408
大滝自動車工業㈱	村上市	－	13	5	3	5	13	－	411	225	81	105	411
㈲日本海バス	新潟市南区	－	6	3	－	3	6	－	198	135	－	63	198
新栄建設㈱観光部	三条市	－	3	－	3	－	3	－	81	－	81	－	81
㈲北都観光	胎内市	－	11	1	6	4	11	－	291	45	162	84	291
アネシスバス㈱	新発田市	－	5	3	1	1	5	－	183	135	27	21	183
中越交通㈱	三条市	－	5	2	1	2	5	－	159	90	27	42	159
合計	40社	1,207	686	373	149	164	1,893	36,210	24,252	16,785	4,023	3,444	60,462

※座席数〔試算〕は、公益社団法人新潟県バス協会提供による車両数（平成26年12月末時点）に、新潟県において次の座席数をそれぞれ乗じて試算したもの（乗合30席、大型45席、中型27席、小型21席）

常設型モニタリングポストの配備状況

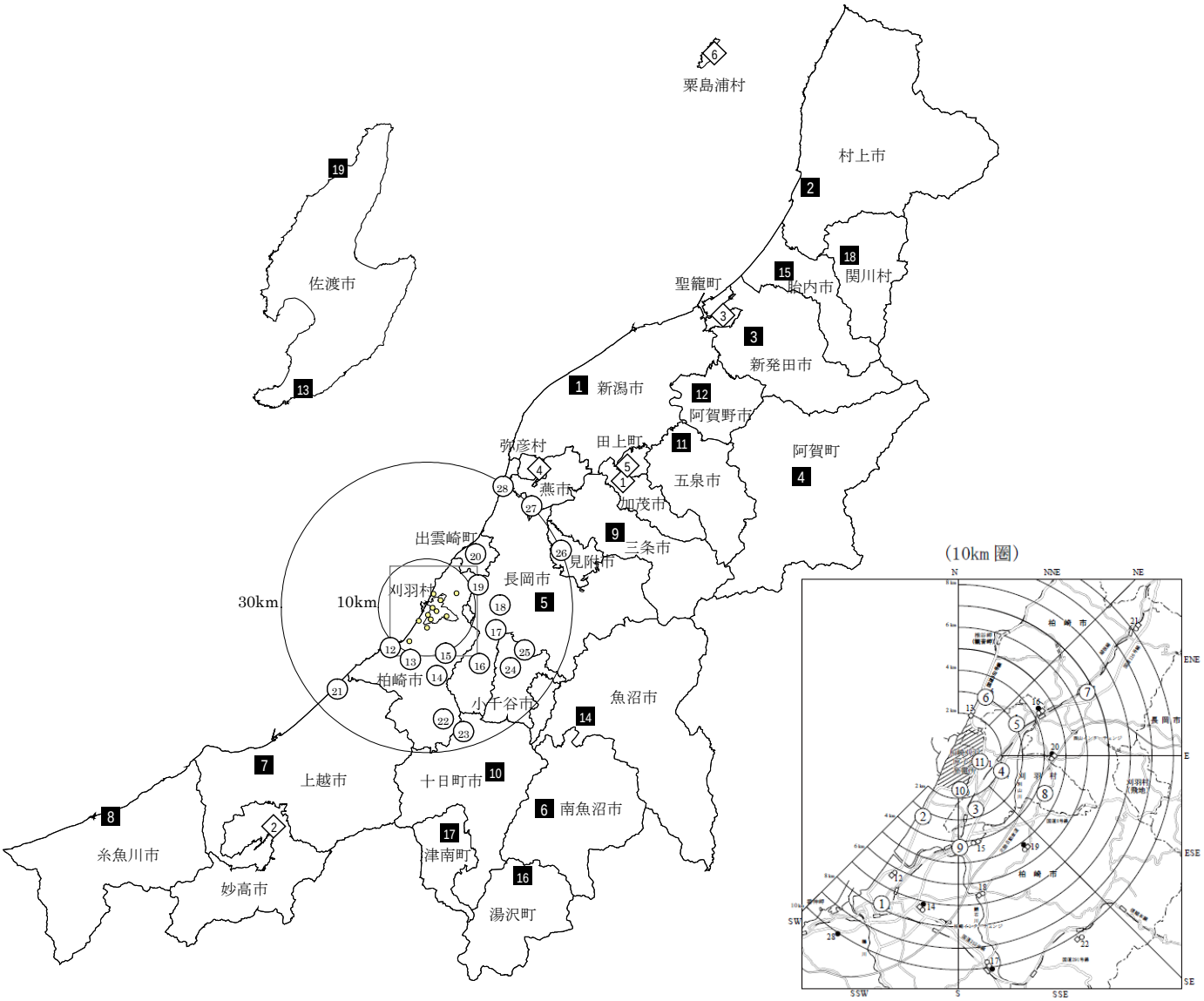

No	10km圏モニタリングポスト	設置場所	No	水準調査モニタリングポスト	設置場所
○ 1	柏崎市街局	柏崎市	■ 1	放射線監視センター新潟分室	新潟市
○ 2	荒浜局	柏崎市	■ 2	村上地域振興局	村上市
○ 3	下高町局	刈羽村	■ 3	新発田地域振興局	新発田市
○ 4	刈羽局	刈羽村	■ 4	新潟地域振興局津川庁舎	阿賀町
○ 5	勝山局	刈羽村	■ 5	長岡地域振興局	長岡市
○ 6	宮川局	柏崎市	■ 6	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市
○ 7	西山局	柏崎市	■ 7	上越地域振興局健康福祉環境部	上越市
○ 8	赤田町方局	刈羽村	■ 8	糸魚川地域振興局	糸魚川市
○ 9	土合局	柏崎市	No	福島対応可搬型MP	
○10	発電所南局	柏崎市	■ 9	三条市役所下田庁舎	三条市
○11	発電所北局	刈羽村	■10	十日町市役所	十日町市
	30km圏モニタリングポスト		■11	五泉市役所	五泉市
○12	鯨波局　（鯨波コミュニティセンター）	柏崎市	■12	阿賀野市役所	阿賀野市
○13	新道局　（高田コミュニティセンター）	柏崎市	■13	佐渡市南佐渡消防署	佐渡市
○14	加納局　（中鯖石コミュニティセンター）	柏崎市	■14	魚沼市役所	魚沼市
○15	北条局　（北条中）	柏崎市	■15	胎内市役所	胎内市
○16	千谷沢局　（千谷沢交番跡地）	長岡市	■16	湯沢町役場	湯沢町
○17	越路局　（県道柏崎越路線）	長岡市	■17	津南町役場	津南町
○18	関原局　（歴史博物館）	長岡市	■18	関川村役場	関川村
○19	宮本局　（県道長岡西山線）	長岡市	No	環境省設置モニタリングポスト	
○20	出雲崎大門局（出雲崎高校）	出雲崎町	■19	◎ 佐渡関岬（環境省）	佐渡市
○21	柿崎局　（久比岐高校）	上越市	No	県設置可搬型モニタリングポスト	
○22	岡野町局　（柏崎市高柳町事務所）	柏崎市	◇ 1	加茂市役所	加茂市
○23	川西局　（川西克雪管理センター）	十日町市	◇ 2	妙高市役所	妙高市
○24	小千谷局　（平沢建設機械車庫）	小千谷市	◇ 3	聖籠町役場	聖籠町
○25	妙見局　（県道小千谷長岡線）	長岡市	◇ 4	弥彦村役場	弥彦村
○26	見附市街局（素材応用技術支援センター）	見附市	◇ 5	田上町役場	田上町
○27	分水局　（分水公民館）	燕　市	◇ 6	粟島開発総合センター	粟島浦村
○28	寺泊局　（コロニーにいがた白岩の里）	長岡市			

緊急時用モニタリングポストの配備状況

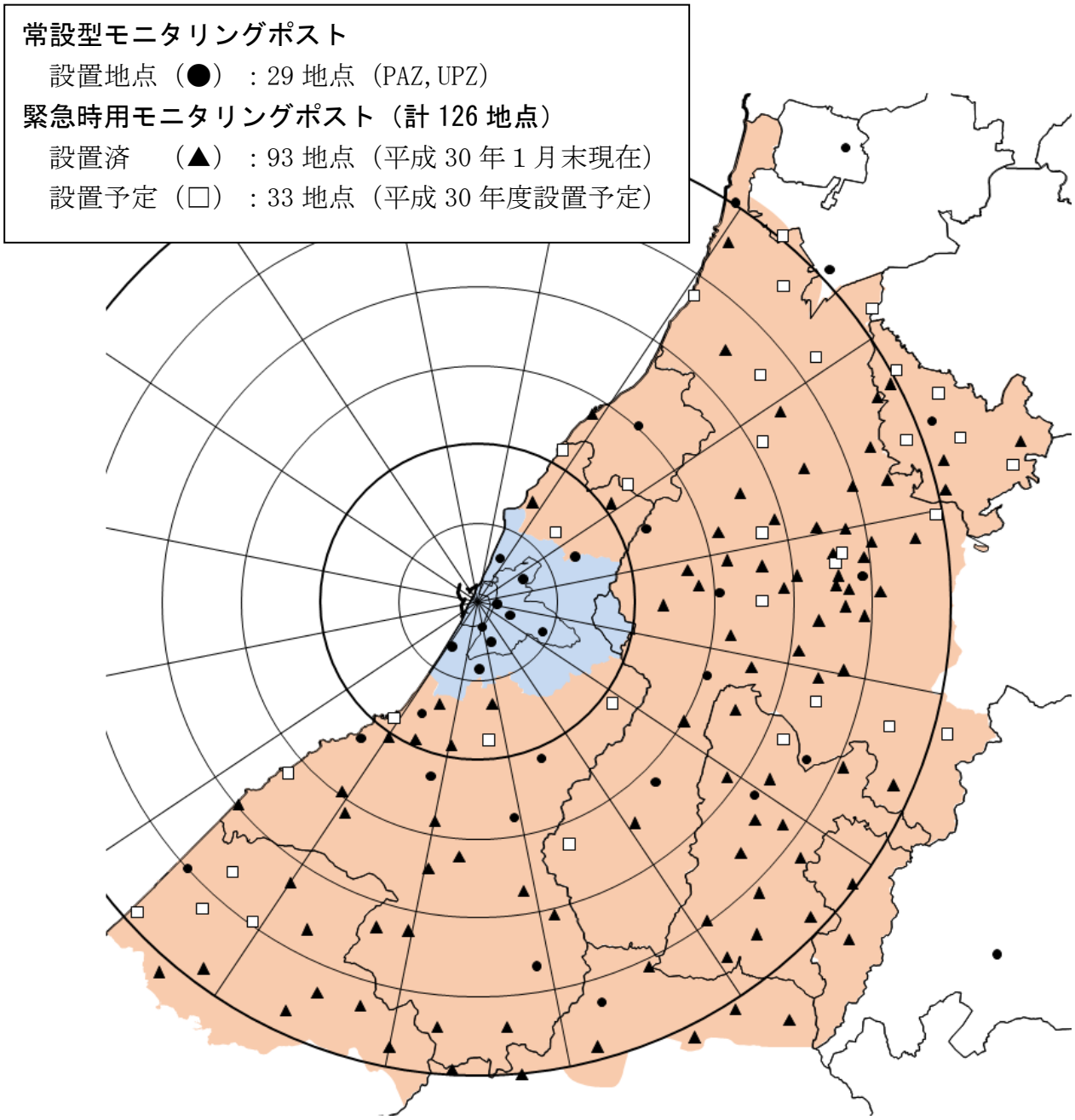

緊急時用モニタリングセンター体制図　　※初動時

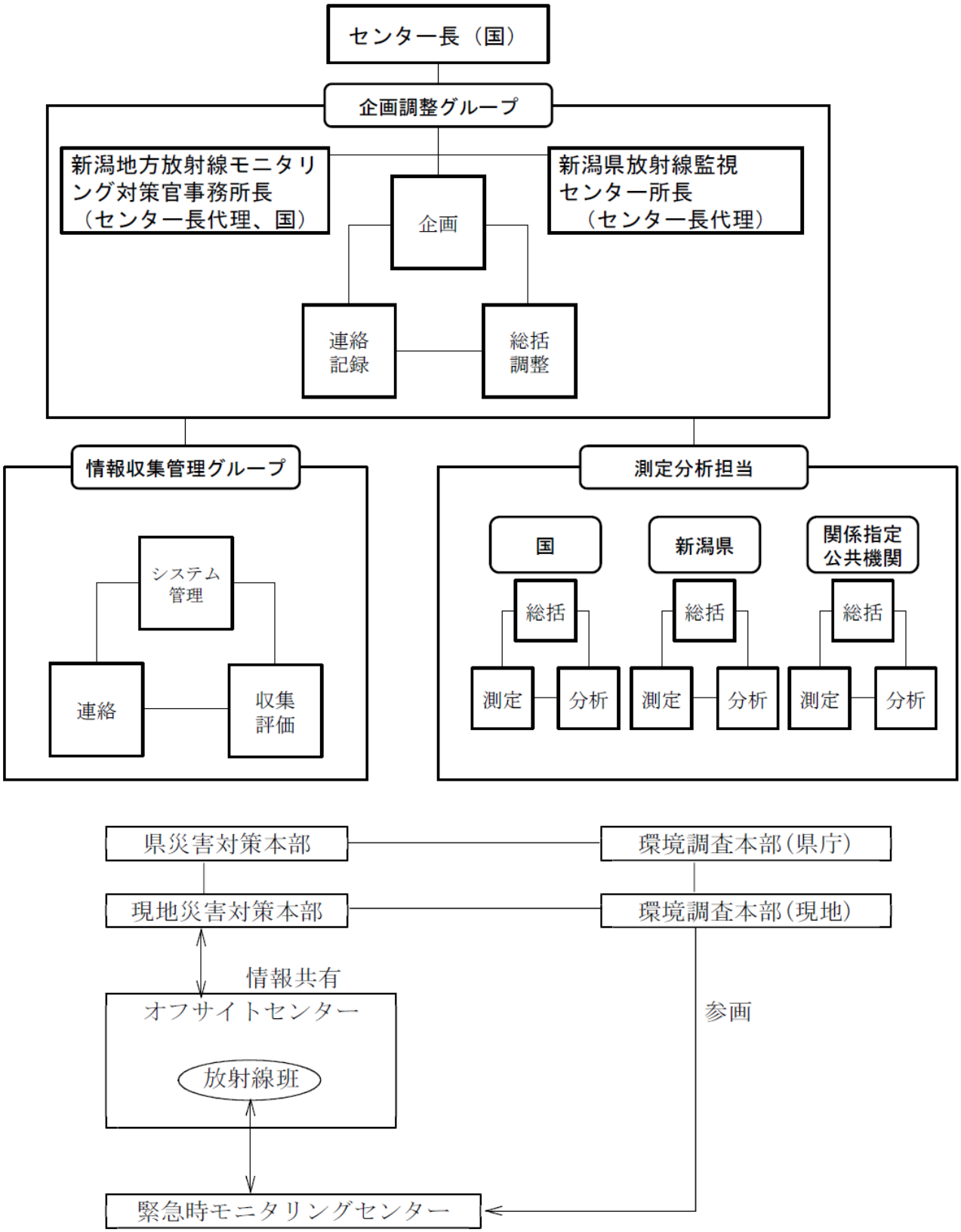

出典：新潟県緊急時モニタリング計画（平成 29 年６月）

５　スクリーニングポイント（基本的な考え方）

① 新潟県が主体となって、スクリーニングを実施。

② スクリーニングポイントは、避難経路上とする。

③ スクリーニング体制は、避難先及び避難経路を考慮する。

《スクリーニングポイントとなる施設の選定の目安》

以下の点を考慮すること。

- ●避難者は、土地勘のない市町村へ避難すること。
- ●スクリーニングポイントでは、ある程度の順番待ちが生じること。
- ●悪天候でも実施できること。
- ●避難者（車両）が多数来ること。

＜ スクリーニングポイント（イメージ） ＞

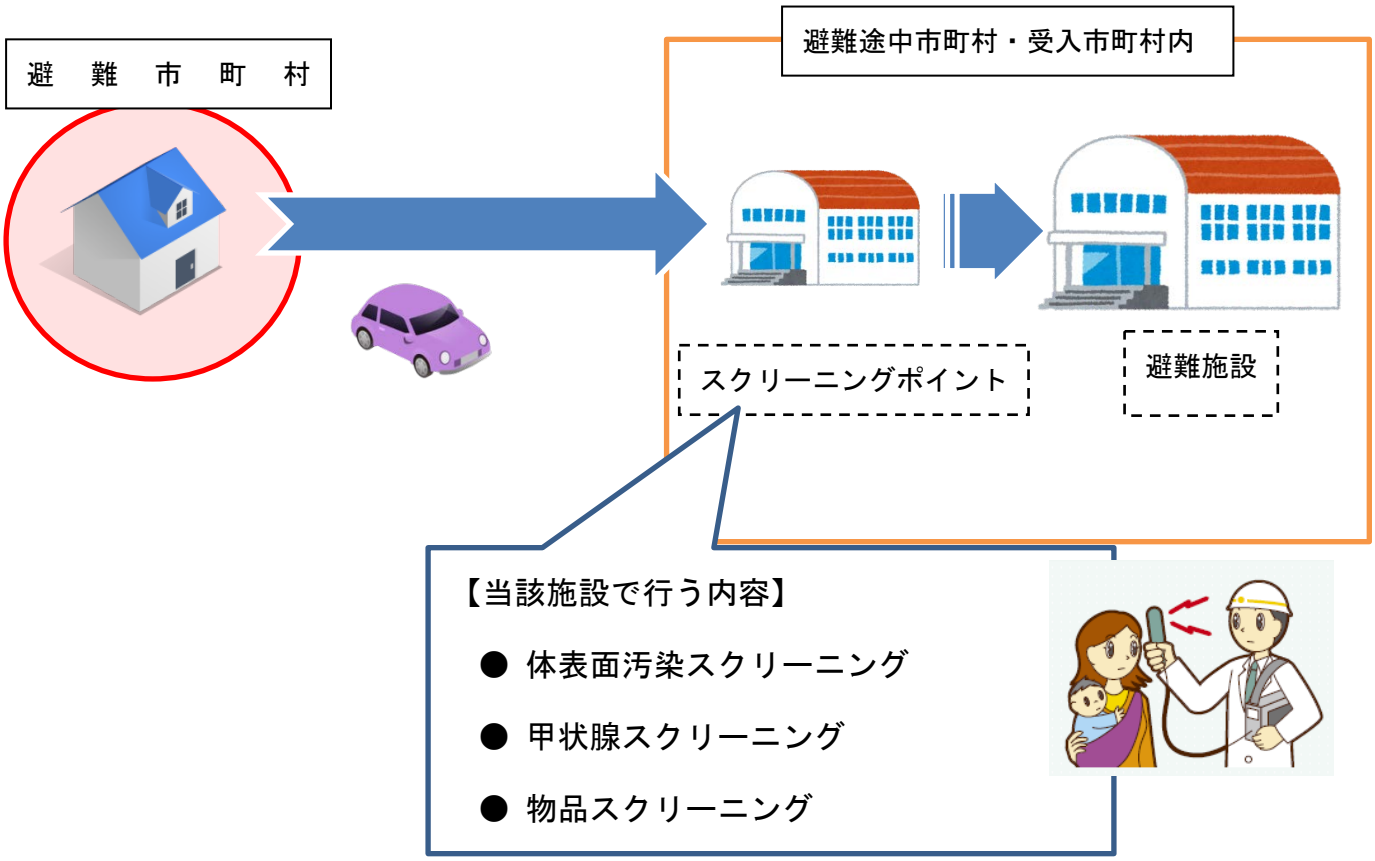

※　詳細は、今後、マニュアル等に記載

＜　新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）抜粋　＞

緊急時医療本部の組織、活動内容等

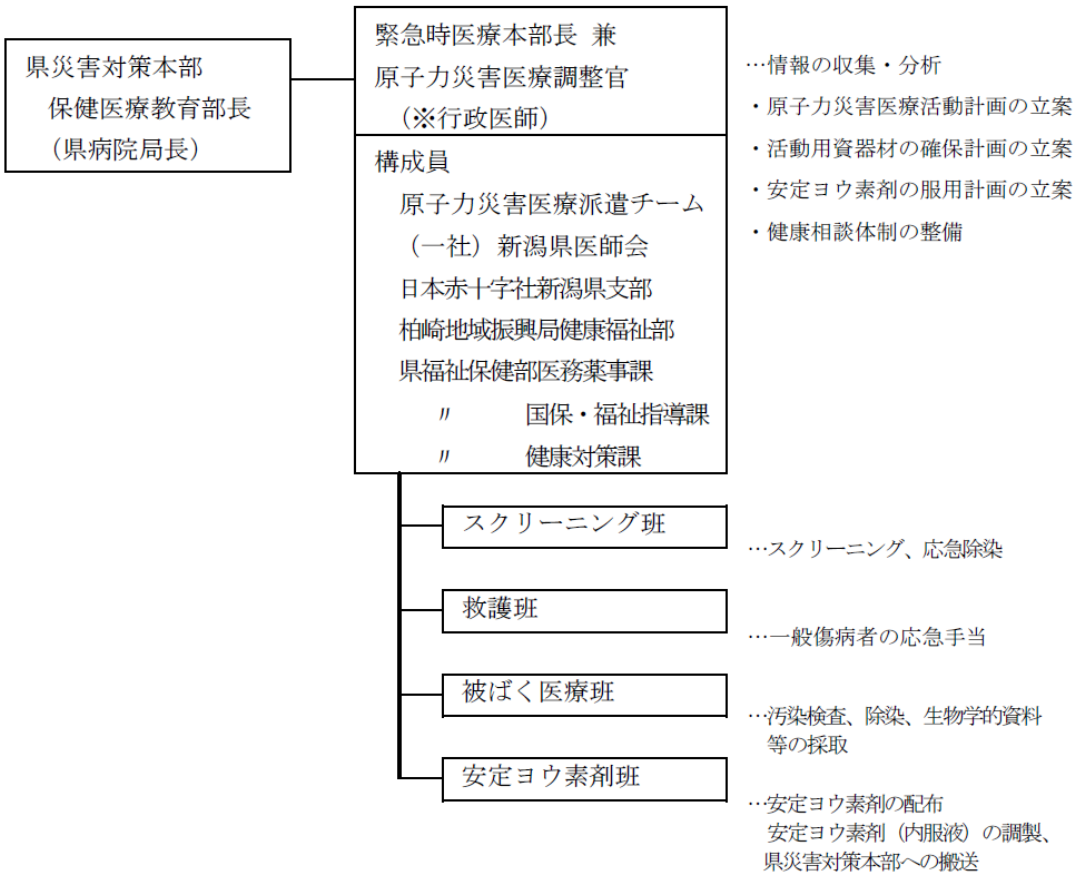

※　詳細は、今後、マニュアル等に記載

６　安定ヨウ素剤の配備

① 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを抑える効果※のある医療用医薬品であり、国の原子力災害対策指針において、ＰＡＺ内は事前配布、ＵＰＺ内は、避難等と併せて安定ヨウ素剤を服用できる体制整備が必要と規定。

② 本県では、平成 27 年９月からＰＡＺ内の住民に対し、定期的に事前配布を実施するとともに、緊急時の実効性ある配布・服用に向けて、関係市町村と協議中。

③ また、安定ヨウ素剤（丸剤）は、ＵＰＺ外を含む県内全域の必要数を調達し、県庁及び県内８保健所に配備済み。

※安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、国は、避難や一時移転等の防護措置と組み合わせて活用する必要があるとの方針（原則として、他の主たる防護措置に対して従たる防護措置となる。）

＜　安定ヨウ素剤の事前配布状況（平成２９年７月時点）　＞

	対象者数※ a	配布者数 b	配布率 b/a
柏崎市	15,709	12,626	80.4%
うちゼリー状剤	289	175	60.6%
刈羽村	4,678	4,066	86.9%
うちゼリー状剤	118	90	76.3%
全　体	20,387	16,692	81.9%
うちゼリー状剤	407	265	65.1%

※平成29年5月31日時点の住民基本台帳人口に基づく

＜　平成２９年９月３０日時点の配備状況　＞

区域	人口（千人）	配備方針	配備数（千錠）
PAZ（～5km）	22	人口の３回分	135
UPZ（5～30km）	445		2,495
UPZ外（30km～）	1,894	人口の１回分	3,546
合計	2,361		6,176

	PAZ（即時避難区域）		UPZ（避難準備区域）		UPZ外	
丸剤（錠）	柏崎市	102,000	三条保健所	2,244	三条保健所	432,756
	市役所	24,000	十日町保健所	41,506	十日町保健所	120,494
	消防本部	10,000	柏崎保健所	416,000	柏崎保健所	0
	西山町いきいき館	5,000	上越保健所	89,743	上越保健所	329,257
	学校	63,000	魚沼保健所	0	魚沼保健所	76,000
	刈羽村役場	10,000	南魚沼保健所	0	南魚沼保健所	87,000
	柏崎保健所	4,000	長岡保健所	648,393	長岡保健所	25,607
	再交付用（市町村担当課保管分）	500	佐渡保健所	0	佐渡保健所	111,000
	事前配布準備等（県庁保管分）	17,919	県庁	1,296,787	県庁	2,364,213
	計	134,419	計	2,494,673	計	3,546,327
	合計					6,175,419

ゼリー32.5mg（包）	柏崎保健所	2,000
	県庁（事前配布準備等含む）	27,173
	合計	29,173
ゼリー16.3mg（包）	柏崎保健所	620
	県庁（事前配布準備等含む）	7,439
	合計	8,059

粉剤（g）	柏崎薬剤師会（500g×2）	1,000
	長岡保健所（500g×2）	1,000
	上越保健所（500g×2）	1,000
	合計	3,000

● ポイント

✧　丸剤は、即時避難区域（ＰＡＺ）及び避難準備区域（ＵＰＺ）は人口の３回分、ＵＰＺ外は人口の１回分を調達し、県庁及び県内８保健所に配備済み。

✧　小児用ゼリー状剤は、国の調達計画に基づき、即時避難区域（ＰＡＺ）の住民分は平成２８年度に調達済み、避難準備区域（ＵＰＺ）内の住民分は平成２８年度から調達を開始し、今後も計画的に調達を進める。

※　避難準備区域（ＵＰＺ）外への安定ヨウ素剤の配備について、地方自治体の判断を尊重し必要な支援を行うよう、今後も国に要請する。

※　詳細は、今後、新潟県原子力災害医療マニュアルに記載

《　即時避難区域（ＰＡＺ）における今後の配備予定　》

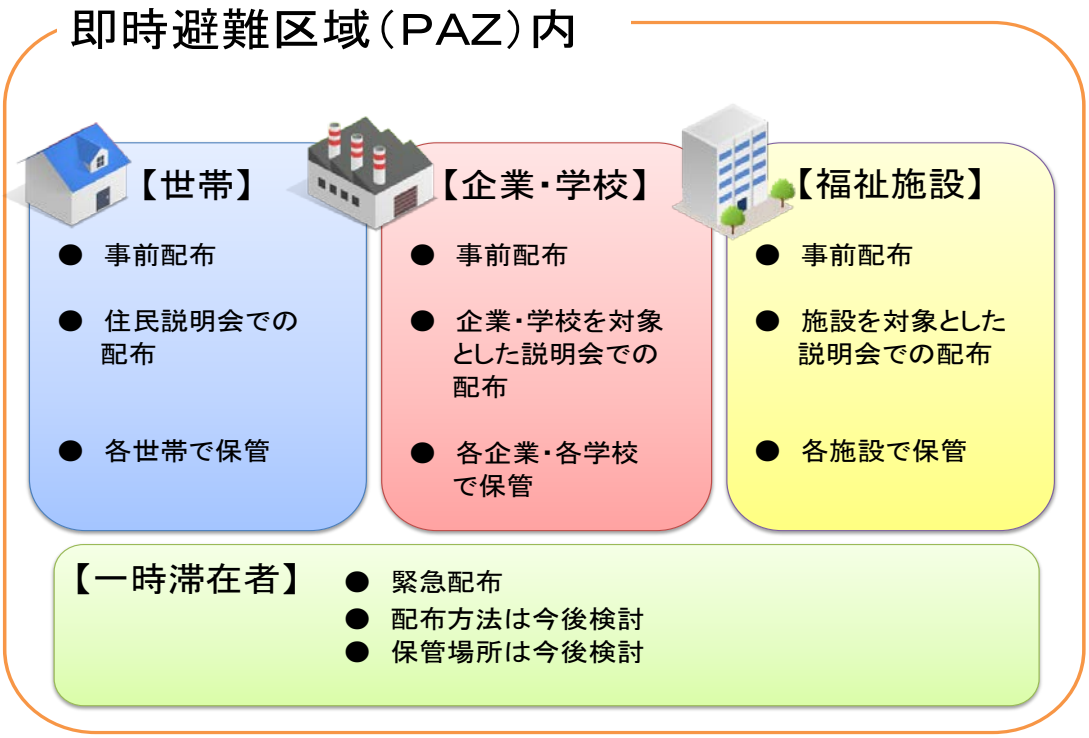

● ポイント

即時避難区域（ＰＡＺ）内の対応

✧　即時避難区域（ＰＡＺ）内の居住者は、事前配布が原則。

✧　居住者の他、滞在する者が特定できる会社員等も事前配布が原則。

✧　滞在者のうち特定できない者（一時滞在者）は、緊急時に配布。

※　避難準備区域（ＵＰＺ）内については、実効性ある配布・服用に向けて、緊急時の配布方法や配備場所等について関係市町村と協議していく。

※　避難準備区域（ＵＰＺ）外については、避難準備区域（ＵＰＺ）内の検討結果等も踏まえて対応を検討する。

※　詳細は、今後、新潟県原子力災害医療マニュアルに記載

7　要配慮者避難の体制

① 県は、施設入所者の避難が必要になった場合は、要配慮者施設の団体・協会及び市町村と協力して、要配慮者の避難先等を調整する。

② 即時避難することが困難な場合は、放射線防護機能を有するコンクリート建屋等の施設に屋内退避する。

③ 在宅要介護者等その他の要配慮者の避難については、引き続き検討する。

（H29.12.1現在）

〈即時避難区域（PAZ）内に立地する入所型福祉施設〉

所　在	種　類		名　称	定員数（人）	備　考
柏崎市	高齢福祉施設	特養	にしかりの里	70	建物の放射線防護対策を実施済
		特養	なごみ荘	80	
		有老	はなことば柏崎	32	
		グループ	ツクイ柏崎ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	18	
		有老	さわやか苑	24	
		多機能	さわやか苑	29	
		多機能	ジャパンケア	25	
		グループ	サンライズ松波	18	
	障害福祉施設		風の丘ホーム	5	
			ここ・はうす　まきはら	5	
			さざなみ学園	40	建物の放射線防護対策を実施済
			松波の里	50	
			松風の里	50	建物の放射線防護対策を実施済
			なぎさホーム	4	
			風SUNホーム	6	
			こすもす荘	11	
			あらはまホーム	5	
			米山荘	4	
			やまもとホーム	4	
柏崎市計				480	
刈羽村	高齢福祉施設	多機能	ももの木	15	短期入所最大9名
		グループ	ももの舎	12	
刈羽村計				27	
即時避難区域（PAZ）内合計				507	

（H29.12.1現在）

〈即時避難区域（PAZ）内に立地する通所型福祉施設〉

柏崎市	高齢福祉施設	ショート	愛の里にしやま	45	
		ショート	ケアセンター久松	40	
		デイサービス	なごみ荘	20	
		デイサービス	にしかりの里	20	
		デイサービス	ツクイ柏崎ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ	3	
		デイサービス	さわやか苑柏崎春日	30	
		デイサービス	松波デイサービスセンター	37	
		デイサービス	中通デイサービスセンター	32	
	障害福祉施設	就労B型	喫茶めぐ	20	
		生活介護	松波の里	60	
		生活介護	松風の里	50	
		生活介護	にしやまの里	20	
	児童福祉施設	障害児通所支援	さざなみ学園	10	
柏崎市計				387	
刈羽村	高齢福祉施設	デイサービス	きらら	20	
	障害福祉施設		ゆめ福祉会	20	
刈羽村計				40	
即時避難区域（PAZ）合計				427	

注）　即時避難区域（PAZ）内に病院はない。

出典：広域避難検討ワーキングチーム第９班（災害時要援護者等）調べ

※ 避難準備区域（ＵＰＺ）以遠については、即時避難区域（ＰＡＺ）の結果を踏まえて今後検討を進める

要配慮者の避難について

避難のスキーム

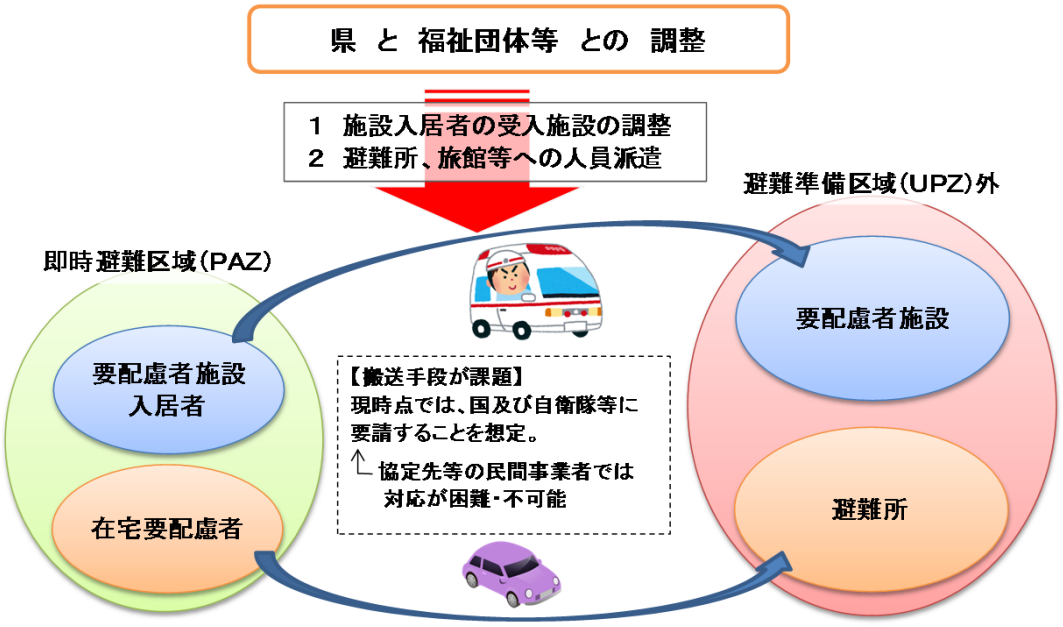

屋内退避のスキーム

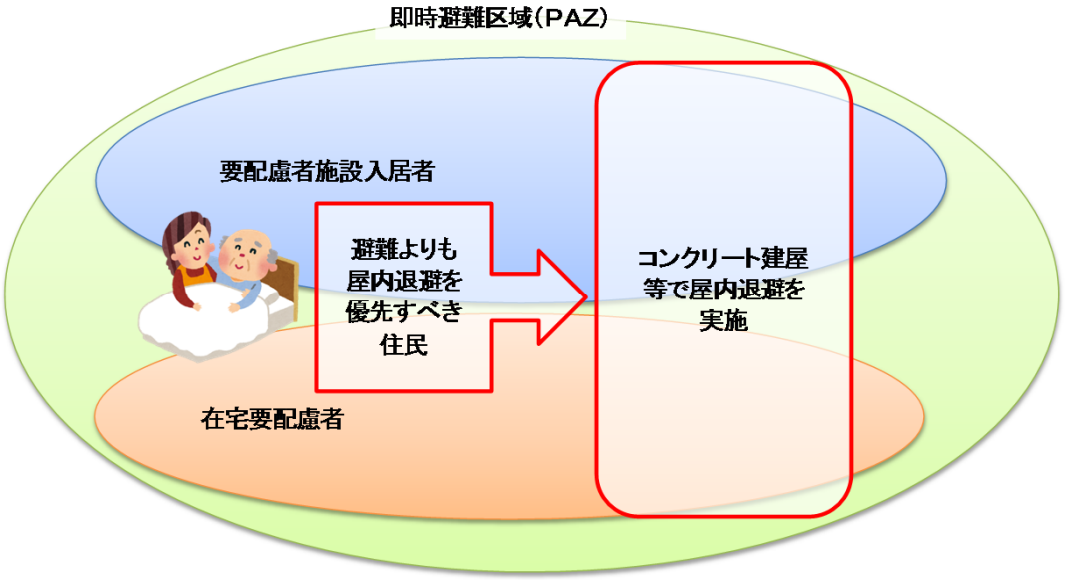

● ポイント

- ✧ 県は、市町村とともに福祉団体等と協力して、要配慮者の避難先を調整する。
- ✧ 避難が可能な要配慮者は、国や自衛隊等の協力を得て、避難先に搬送。
- ✧ 避難が極めて困難な要配慮者は、屋内退避を優先し、できる限りコンクリート建屋等の効果の高い建物内に退避する。
- ✧ 在宅要配慮者の避難は、各市町村が策定する要配慮者避難支援計画等に基づき実施。

県と福祉団体等の協力 ・ 調整のイメージ図

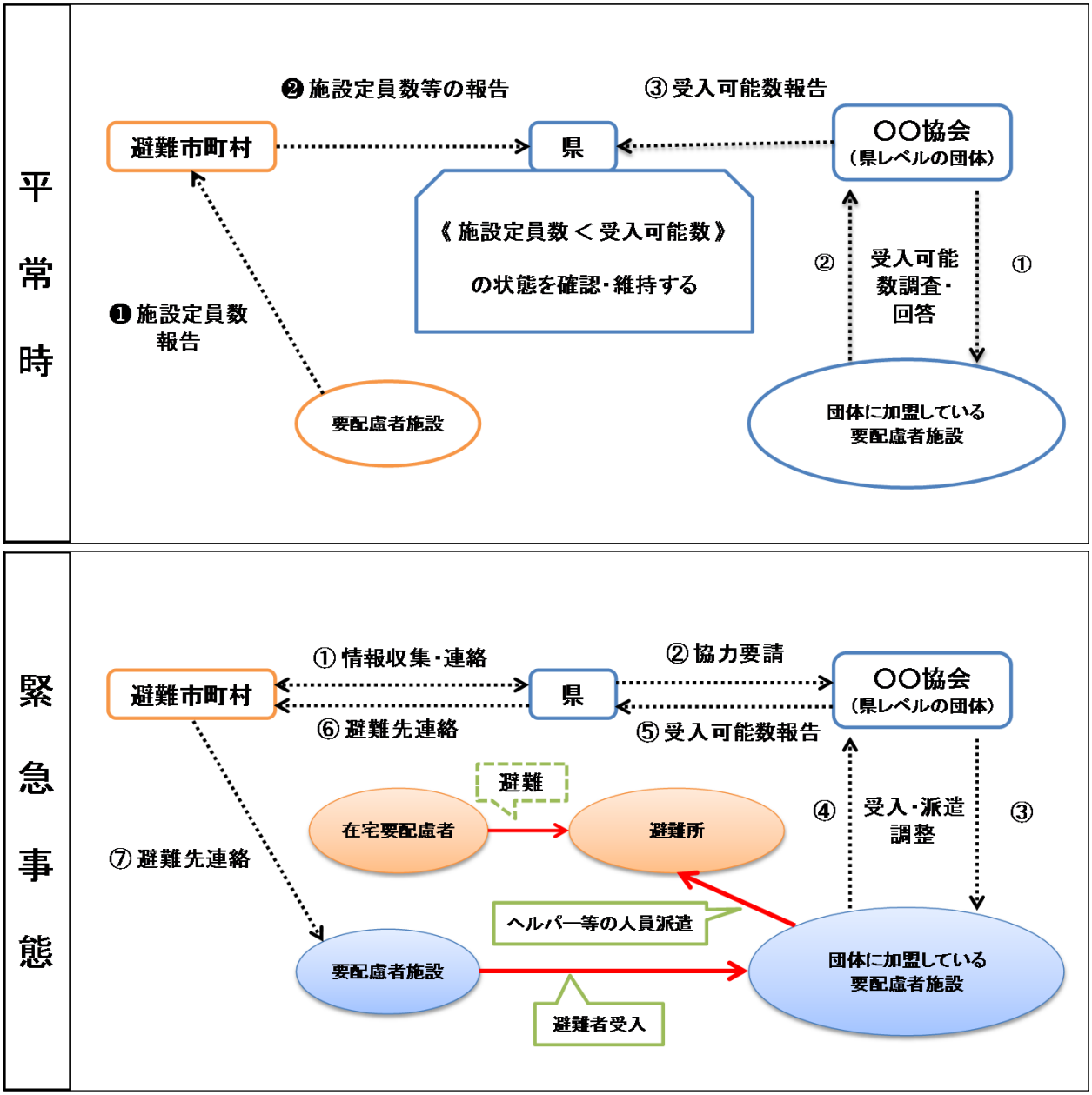

点　線　：　避難先等の調整　　実　線　：　人の移動

● ポイント

✧ 平常時において、県は、市町村とともに福祉団体等と協力して、対象地域内の要配慮者が避難できる施設を確認する。

✧ 緊急事態において、県は、福祉団体等と協力して避難先及び介助要員を確保する。また、県は、避難先となる施設を市町村に連絡する。

✧ 県と福祉施設団体は、災害等の緊急事態において上図のように要配慮者の避難先を調整。

✧ 上図のような体制となるような協定を関係団体と締結している市町村もある。

〈放射線防護対策実施施設 一覧〉

所　在	種　類		名　称	住　所		整備年度
柏崎市	高齢福祉施設	特養	にしかりの里	柏崎市西山町長嶺1726番地1	PAZ	H26
			なごみ荘	柏崎市原町4番23号	PAZ	H26
	障害福祉施設		さざなみ学園	柏崎市松波4丁目12番81号	PAZ	H26
			松風の里	柏崎市松波4丁目8番8号	PAZ	H26
	特別支援学校		はまなす特別支援学校	柏崎市松波4丁目10-1	PAZ	H29
	一時退避所		柏崎原子力広報センター	柏崎市荒浜1丁目3番32号	PAZ	H27
			高浜コミュニティセンター	柏崎市大字宮川2298-3	PAZ	H27
	介護付有料老人ホーム		ロージィ・コート柏崎	柏崎市三和町6-43	UPZ	H27
			ハートフルケア柏崎	柏崎市大字古町725番地	UPZ	H29予定
	医療機関		柏崎総合医療センター	柏崎市北半田2-11-3	UPZ	H28
			国立病院機構　新潟病院	柏崎市赤坂町3-52	UPZ	H28
刈羽村	一時退避所		刈羽村役場	刈羽村大字割町新田215番地1	PAZ	H25
出雲崎町	一時退避所		八手地区農村環境改善センター	出雲崎町大字船橋473甲	UPZ	H28
			西越地区農村環境改善センター	出雲崎町大字沢田439-1	UPZ	H29予定

原子力災害に備えた
新潟県広域避難の行動指針
（Ver．２　H30．３月）

担当課：新潟県防災局原子力安全対策課
〒９５０－８５７０
TEL：０２５－２８２－１６９５（直通）
FAX：０２５－２８５－２９７５